

# 稲美町地域防災計画

(資料編)

令和6年3月

稲美町防災会議  
稲美町



## 目 次

1 .	関係機関連絡先一覧	1
2 .	食料等・防災用資器材の備蓄	3
(1)	食料等の備蓄	3
(2)	防災備品の備蓄	3
(3)	給水用資器材の保有	4
(4)	感染症対策用薬剤の備蓄	4
3 .	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	5
(1)	災害弔慰金の支給	5
(2)	災害障害見舞金の支給	5
(3)	災害援護資金の貸付	6
4 .	災害見舞金等の支給	7
(1)	災害見舞金の支給	7
(2)	災害弔慰金の支給	7
(3)	学用品代の支給	7
5 .	災害援護金等の支給(兵庫県)	8
(1)	災害援護金	8
(2)	死亡見舞金	8
6 .	被災者生活再建支援制度の概要	9
(1)	制度の対象となる自然災害	9
(2)	制度の対象となる被災世帯	9
(3)	支援金の支給額	9
(4)	支援金の支給申請	10
(5)	基金と国の補助	10
7 .	災害救助法による救助	11
(1)	種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲(別表)	11
8 .	被害の判定基準	15
9 .	条例及び要綱等	17
(1)	稲美町防災会議条例	17
(2)	稲美町防災会議運営要綱	19
(3)	稲美町防災会議委員名簿	20
(4)	稲美町災害対策本部条例	21
(5)	稲美町災害対策本部設置要綱	22
(6)	稲美町災害対策本部の組織事務分掌	24
10 .	災害時の相互応援協定(行政機関)	28
(1)	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定(県及び県下各市町)	29
(2)	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定(東播磨及び北播磨市町)	33
(3)	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定(東播磨及び中河内市町)	37
(4)	災害時における相互応援協定(神戸市隣接市町: 芦屋、西宮、宝塚、三田、三木、明石)	39
(5)	播磨広域防災連携協定(播磨地域13市9町)	42
(6)	災害時等の応援に関する申し合わせ(国土交通省近畿地方整備局)	45
(7)	災害時における相互応援に関する協定(熊本県益城町)	47
(8)	兵庫県広域消防相互応援協定(兵庫県下の市町、消防の一部事務組合等)	49
(9)	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定(兵庫県、各市町及び関係一部事務組合)	59
(10)	兵庫県水道災害相互応援に関する協定(兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協県支部等)	64
(11)	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	69
(12)	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書(一般社団法人兵庫県水質保全センター)	80
(13)	災害時における放送要請に関する協定書(日本放送協会)	82

(14)	稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に関する協定	84
(15)	稲美町と兵庫県いなみ野特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書	90
(16)	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書	93
(17)	災害時における稲美町と稲美町内郵便局との相互協力に関する覚書	96
1 1	災害時の相互応援協定（民間団体）	98
(1)	震災時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ）	100
(2)	緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）	104
(3)	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書（マックスバリュ(株)西日本）	110
(4)	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定（関西キリン・バレッジサービス(株)）	113
(5)	災害時における食糧等の確保に関する協定書（兵庫南農業協同組合）	115
(6)	災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合加古川高砂支部）	117
(7)	災害時における支援協力に関する協定（一般社団法人兵庫県LP協会加印支部）	120
(8)	災害時における物資調達に関する協定書（(株)共進パイン&パッケージ）	122
(9)	災害時における飲料水の供給に関する協定（新関西衣料サービス(株)）	124
(10)	災害時における畳の提供等に関する協定（「5日で5,000枚の約束」プロジェクト実行委員会）	126
(11)	災害救助物資の調達に関する協定（株）ジェントー	128
(12)	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	130
(13)	災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	139
(14)	災害時における物資の調達に関する協定書（関西パック株式会社）	142
(15)	災害時における物資の供給等に関する協定（川上産業株式会社）	144
(16)	災害時における応急対策等の協力に関する協定（兵庫県自動車整備振興会加古川支部）	146
(17)	災害時における応急対策等の協力に関する協定（社団法人兵庫県建設業協会加印支部）	148
(18)	災害廃棄物等の処理に関する協定（大栄環境株式会社、稲美町、播磨町、加古郡衛生事務組合）	150
(19)	災害時等における報道要請に関する協定（神戸新聞社等）	153
(20)	災害時における緊急放送の協力に関する協定書（BAN-BAN ネットワークス(株)）	156
(21)	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	157
(22)	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団奉志会）	159
(23)	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人日の出福祉会）	162
(24)	災害時における支援協力に関する協定（(株)加古川産業会館等）	165
(25)	災害時における支援協力に関する協定（(株)タリ等）	168
(26)	災害時における支援協力に関する協定（(株)北神社等）	171
(27)	災害時における支援協力に関する協定（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等）	174
(28)	災害時における電気設備等の復旧に関する協定（兵庫県電気工事工業組合加古川支部）	177
(29)	災害時における非常無線通信の協力に関する協定（稲美町内アマチュア無線局有志）	180
(30)	稲美町災害時におけるボランティア活動に関する協定（稲美ライオンズクラブ）	182
(31)	稲美町ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定（社会福祉法人稲美町社会福祉協議会）	184

## 1. 関係機関連絡先一覧

機関名	所在地	電話	F A X
<b>稲美町関係</b>			
稲美町災害対策本部	稲美町国岡 1-1	079-492-1212	079-492-5162
加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家 2000	079-451-9119	079-425-7587
加古川市東消防署	加古川市平岡町一色 797-317	079-430-0119	079-430-0120
加古川市東消防署稲美分署	稲美町国安 1294-5	079-492-0119	079-492-1761
<b>陸上自衛隊</b>			
第3特科隊	姫路市峰南町 1-70	079-222-4001 079-222-4002 (内)235~238	079-222-4001
<b>兵庫県関係</b>			
災害対策本部事務局	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-9898	078-362-9911 078-362-9912
災害対策課		078-362-9988	078-362-9911 078-362-9912
災害対策東播磨地方本部	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9016	079-424-6616
東播磨県民局総務企画室総務防災課		079-421-9607	079-424-6616
加古川土木事務所管理第2課		079-421-9375	079-421-1213
加古川農林水産振興事務所		079-421-9146	079-421-4056
加古川健康福祉事務所		079-422-0002	079-422-7589
東播磨利水事務所(神出浄水場)	神戸市西区神出町田井 3-1	078-965-2050	078-965-1755
加古川下流浄化センター	加古川市尾上町養田 1687-2	079-424-1313	079-424-1314
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前 70	0794-82-9839	0794-83-6835
北播磨県民局総務防災課	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9303	0795-42-4704
加古川警察署	加古川市平岡町新在家 1224-13	079-427-0110	079-425-8110
<b>地方行政機関</b>			
近畿農政局兵庫県拠点 (地方参事官室)	神戸市中央区海岸通 29	078-331-5924	078-331-5177
神戸地方气象台(防災管理官室) (観測予報管理官室)	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	078-222-8907	078-222-8942
		078-222-8915	078-222-8942
国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所(防災課)	姫路市北条 1-250	079-282-8508	079-222-5843
<b>近隣市町</b>			
加古川市(代表) (防災対策課)	加古川市加古川町北在家 2000	079-421-2000	079-422-1403
		079-427-9717	079-427-3623
高砂市(代表) (危機管理室)	高砂市荒井町千鳥 1-1-1	079-442-2101	079-442-2229
		079-443-9008	079-442-9577
明石市(代表) (総合安全対策室)	明石市中崎 1-5-1	078-912-1111	—
		078-918-5069	078-918-5140
播磨町(代表) (危機管理課)	播磨町東本荘 1-5-30	079-435-0355	079-435-3398
		079-435-0991	079-435-7901

機関名	所在地	電話	F A X
<b>広域一時滞在受入先</b>			
京都府伊根町（代表） （総務課）	京都府与謝郡伊根町字日出 651	0772-32-0501	0772-32-1333
		0772-32-0501	0772-32-1333
<b>指定公共機関・指定地方公共機関</b>			
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440	078-326-7363
関西電力送配電(株) 姫路本部	姫路市十二所前町 117	0800-777-3081 (フリーコール)	—
大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町 4 丁目 5 番 3 号	0120-7-94817 (ガス漏れ通報専用)	—
日本郵便(株)稲美郵便局	稲美町加古 1817-4	079-492-8140	—
神姫バス株式会社加古川営業所	加古川市神野町石守 1 丁目 95	079-423-2231	079-423-2233
(一社) 加古川医師会	加古川市加古川町篠原町 103-3	079-421-4301	079-421-4303
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-9889	078-241-6990
(株)サンテレビジョン	神戸市中央区東川崎町 1-1-1	078-361-0305	078-330-8969
(株)ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-362-7373	078-362-7404
<b>公共的団体等</b>			
BAN-BANネットワークス(株)	加古川市加古川町栗津 26-2	079-420-2527	079-420-3734
稲美町商工会	稲美町国岡 1-1	079-492-0200	079-492-0557
社会福祉法人稲美町社会福祉協議会	稲美町加古 4369-3	079-492-8668	079-492-9170

## 2. 食料等・防災用資器材の備蓄

### (1) 食料等の備蓄

品 目	備蓄目標数	現在の備蓄数	備 考
アルファ化米	15,000	13,000	
おかゆ	2,500	2,000	
炊飯釜	1	1	
トイレ処理袋	8,000	8,000	
毛布	8,100	8,100	

### (2) 防災備品の備蓄

品 目	数 量	備 考
土のう（砂入り）	約 2,000	
土のう（袋のみ）	約 2,000	
投光器	1	
発電機	8	
スコップ	29	
じょうれん	3	
つるはし	10	
鉄ハンマー	4	
木ハンマー	7	
斧	4	
たこ	3	
コードリール	7	
チェーンソー	7	
エンジンカッター	2	
ブルーシート	45	
非常用飲料水袋	200 枚入×14 箱	
木くい	20	
鉄くい	20	
防火バケツ	25	
テラスター	6	
訓練用水消火器	15	
マスク（大人・子ども共通）	77,000	
浮輪	8	
ライフジャケット	40	

品 目	数 量	備 考
担架	2	
一輪車	6	
消防ポンプ	一式	
リヤカー	2	
薪(まき)	5キロ入×7箱	
懐中電灯	8	
誘導灯	8	
ダンボールベッド	100	
子ども用紙おむつ(S-BIG)	2,416	
大人用紙おむつ(M-L)	1,104	
生理用ナプキン	4,500	
携行缶(ガソリン)	11	
携行缶(混合)	6	
放送設備	一式	
災害用応急箱	17	
ポータブル電源	2	
おしりふき(50枚入)	50	
タオル	500	
避難所用電話機	16	
※感染症対策備品		

### (3) 給水用資機材の保有

品 目	数 量	備 考
給水車(2,000ℓ)	1台	
給水タンク(1,000ℓ)	1基	

### (4) 感染症対策用薬剤の備蓄

薬 剤 名	数 量	備 考
クレゾール石鹼液(500ml)	10ℓ	床下、屋外の壁、屋内
逆性石鹼液(500ml)	10ℓ	
消石灰(20kg)	200kg	
次亜塩素酸ナトリウム (ハイター等)(500ml)	12ℓ	食器類



### 3. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

#### (1) 災害弔慰金の支給

支給の対象となる災害の規模	支給対象者及び支給限度額	
(1) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5世帯以上発生した災害  (2) 都道府県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害  (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害  (4) 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	住民のうち当該災害により死亡（災害後3月間 生死不明の場合を含む。）した者の遺族	
	区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
	死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者と生計を主として維持していた場合	500万円
	上記以外の場合	250万円

#### \*支給制限

- ア 死亡がその死亡した者の故意、又は重大な過失によるもの
- イ 警察表彰規則、消防表彰規程、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合
- ウ その他、町長が支給することが適当でないとする場合

#### (2) 災害障害見舞金の支給

支給の対象となる災害の規模	支給対象者及び支給限度額	
災害弔慰金と同じ	負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神、又は身体に障害がある住民	
	区 分	障がい者1人当たりの支給限度額
	被災者が被災当時においてその障害に関し、災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円
	上記以外の場合	125万円

#### \*支給制限

- ア 負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合
- イ その他、町長が支給することが適当でないとする場合

### (3) 災害援護資金の貸付

貸付の対象となる 災害の規模	貸付対象者及び貸付限度額		
県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	住民のうち県内で、次の被害を受けた世帯の世帯主 (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷		
	被害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額	
		世帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合
	家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円	
	家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の半壊以上損害がない場合	250万円	150万円
	住居が半壊した場合	270万円	170万円
	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円
	住居が全壊した場合	350万円	250万円
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	350万円	
住居の全体が滅失した場合	350万円	350万円	

#### \*償還等

災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は、そのうち3年とする。ただし、規則で定める場合は、5年とする。

災害援護資金は、年賦償還とする。

償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

#### \*利率

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

#### 4. 災害見舞金等の支給

##### (1) 災害見舞金の支給

災害の種別	被害の種別	災害見舞金の額		受領者
		単身者世帯	2人以上の世帯	
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	50,000円	100,000円	被災世帯主
	住家の半壊又は半焼	30,000円	50,000円	
	住家にかかる床上浸水	15,000円	20,000円	

\* 適用除外

町長が支給することが適当でないと認めたときは、支給しないことができる。

##### (2) 災害弔慰金の支給

災害の種別	災害弔慰金の額	受領者
自然災害	100,000円	葬祭を行う者

\* 適用除外

ア 稲美町災害弔慰金の支給等に関する条例第3条による災害弔慰金が支給される場合は、支給しない。

イ 町長が支給することが適当でないと認めたときは、支給しないことができる。

##### (3) 学用品代の支給

災害の種別	学用品代(1人につき)	受領者
自然災害	小学校児童 6,000円	被災世帯主
	中学校生徒 10,000円	

\* 適用除外

ア 住家にかかる床上浸水の被災者に対しては、支給しない。

イ 町長が支給することが適当でないと認めたときは、支給しないことができる。

## 5. 災害援護金等の支給(兵庫県)

### (1) 災害援護金

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	適用基準
自然災害	住家の全壊、全焼又は流出	200,000円 (1世帯につき)	① 県の区域内において発生した自然災害による1つの市町の区域内の被害数(滅失数)が5以上のとき ② 知事が特に必要があると認めたとき
	住家の半壊又は半焼	100,000円 (1世帯につき)	
	住家の一部損壊 (被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る) 又は床上浸水	50,000円 (1世帯につき)	
	重傷の被害者	30,000円 (1人につき)	
その他の災害	住家の全壊又は全焼	50,000円 (1世帯につき)	① 災害救助法による救助が実施されたとき ② 知事が特に必要があると認めたとき
	住家の半壊又は半焼	30,000円 (1世帯につき)	

備考 被害数は、被害を受けた世帯により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、又は流出した世帯1世帯を1とし、半壊し、又は半焼した世帯1世帯を2分の1とし、床上浸水した世帯1世帯を3分の1として計算する。

### (2) 死亡見舞金

支給対象：当該災害による死亡者の遺族（但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。）

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額	
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	200,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき	200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	100,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき	100,000円

備考 この表において県民等とは、つぎの掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

## 6. 被災者生活再建支援制度の概要

### (1) 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村  
(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が②以上ある場合に、  
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万人以上10万人未満のものに限る)  
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万人未満のものに限る)

### (2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

### (3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ((2). ①に該当)	解体 ((2). ②に該当)	長期避難 ((2). ③に該当)	大規模半壊 ((2). ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

\* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

#### (4) 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等  
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内  
②加算支援金：災害発生日から37月以内

#### (5) 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

## 7. 災害救助法による救助

### (1) 種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲（別表）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人×1日当たり 340円以内  (加算額) 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(利用金額は7,000円/泊・人(税込み、食事込み)の範囲内とし予め内閣府と協議)
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費  ○賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内着工  ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、供与	○建設型応急住宅 1. 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内 ○賃貸型応急住宅 1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他の給与	1. 避難所に避難された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者	1人×1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
供給料水の	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下表金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること					
		区分	1人帯	2人帯	3人帯	4人帯	5人帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊流失	夏	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班による場合は、使用した衛生材料費の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上					



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,800円 中学校生徒 1人当たり5,100円 高等学校等生徒 1人当たり5,600円	災害発生の日か（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 才以上） 1 体 219,100 円以内 小人（12 才未満） 1 体 175,200 円以内	災害発生の日か ら 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円 ・一時保存 既存建物借上料は通常の実費、既存建物以外 1 体当たり 5,500 円 ・検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日か ら 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日か ら 10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇用費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。  イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の金額の部分については、100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の金額の部分については、100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の金額の部分については、100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の金額の部分については、100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の金額の部分については、100分の5 ト 5億円を超える金額の部分については、100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の積算事務を行うのに要した経費も含む。

※ ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 8. 被害の判定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 1箇月以上の治療を要する見込みの者 1箇月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	半 壊 (半 焼)	
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
非住家被害	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする。
その他の被害	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端がみえなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流出、埋没及び冠水	田の例に準じる
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
清 掃 施 設	ごみ処理施設とする。	

区 分		認 定 基 準
その他の被害	電 話	災害により通話不能となった電話の回線とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道及び簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス導管事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロックベ	倒壊したブロックベ又は石べいの箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、道路及び下水道とする。
公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
その他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- (4) 大規模半壊は住居安定支援制度の対象とする趣旨から、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、迅速な被害認定を行うため、具体的には「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)による

「住家半壊」の基準のうち、原則として下記にしたがって「大規模半壊」の認定を行う。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合(経済的被害)が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

出典：内閣府政策統括官(防災担当)通知

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」  
(平成16年4月1日付府政防第361号)

## 9. 条例及び要綱等

(昭和 41 年 4 月 1 日条例第 210 号)  
昭和 61 年 12 月 25 日条例第 46 号  
平成 8 年 3 月 31 日条例第 13 号  
平成 12 年 3 月 28 日条例第 19 号  
平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号  
平成 25 年 3 月 21 日条例第 11 号  
平成 27 年 6 月 29 日条例第 16 号

### (1) 稲美町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、稲美町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 稲美町地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 加古川市消防本部の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年12月25日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月31日条例第13号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の稲美町防災会議条例の規定及び第2条の規定による改正後の稲美町国民保護協議会条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

## (2) 稲美町防災会議運営要綱

(平成8年6月30日要綱第13号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲美町防災会議条例(昭和41年稲美町条例第210号)第5条の規定に基づき、稲美町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

第3条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

(専決処分等)

第4条 急を要する場合、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 災害対策本部の設置について、町長に意見を述べること。

(4) その他軽易な事項

2 一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は、前2項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(異動報告)

第5条 委員は任命されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(3) 稲美町防災会議委員名簿

委員	機関の名称	役職名
会長	稲美町	町長
(1) 指定地方行政機関の職員	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点	地方参事官
	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所長
	陸上自衛隊姫路駐屯地第三特科隊 第三中隊	隊長
(2) 兵庫県知事の内部の職員	兵庫県東播磨県民局	局長
	兵庫県北播磨県民局加古川流域 土地改良事務所	所長
(3) 加古川警察署	加古川警察署	署長
(4) 町長の内部の職員	稲美町	副町長
	稲美町	経営政策部長
	稲美町	健康福祉部長
	稲美町	経済環境部長
	稲美町	地域整備部長
	稲美町	会計管理者
	稲美町	議会事務局長
	稲美町	教育政策部長
(5) 教育長	稲美町教育委員会	教育長
(6) 加古川市消防本部	加古川市東消防署	署長
(7) 消防団長	稲美町消防団	団長
(8) 指定公共機関又は 指定地方公共職員	西日本電信電話(株)兵庫支店設備部 災害対策室	次長
	関西電力送配電(株) 姫路本部加古川配電営業所	所長
	大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部総務チーム	マネジャー
	神姫バス(株)加古川営業所	所長
(9) 自主防災組織又は学識経 験者	自主防災組織	代表
(10) その他町長が必要と 認める者	一般社団法人加古川医師会	理事
	稲美町自治会長会	会長
	稲美町商工会	会長
	稲美町土地改良事業連絡協議会	会長



#### (4) 稲美町災害対策本部条例

(平成8年3月31日条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、稲美町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長等の職務)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)及びその他の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## (5) 稲美町災害対策本部設置要綱

(平成8年6月30日要綱第12号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲美町災害対策本部条例(平成8年稲美町条例第14号)第4条の規定に基づき、稲美町災害対策本部(以下「本部」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び解散)

第2条 町長は、次の各号に掲げる場合に本部を設置する。

(1) 町域で震度4以上を観測したとき。

(2) 町域に暴風、大雨、洪水等警報が発令され、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策を要すると認められるとき。

(3) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

2 町長は、町域において災害が発生するおそれがないと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは、本部を解散する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第2項の規定により町長が充たる。

3 副本部長は、副町長をもって充てる。

4 本部員は、稲美町地域防災計画(以下「防災計画」という。)に定めるものをもって充てる。

5 本部員は、前項各号に定める者のほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。

(本部長職務代理者)

第4条 本部長に事故があるときは、副本部長が職務を代理する。

2 本部長及び副本部長に事故があるときは、本部長の指定する本部員が職務を代理する。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

3 本部会議は、災害予防及び災害応急対策の実施の方針について協議する。

4 本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、副本部長と協議のうえ前項に掲げる事項を処理する。

(組織体制と事務分掌)

第6条 本部に防災計画に定めるところにより班及び係を置き、当該班及び係ごとに同計画に定める事務を分掌させる。

(配備体制)

第7条 本部員は、本部長の命令に基づき、防災計画に定めるところにより必要な配備体制をとるため、班員を配備する。ただし、本部員は、本部長の命令がないときでもその状況に応じて、配備を決定することができる。この場合、本部員は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の配備態勢の必要がなくなったときは、直ちに解除するものとする。

(応援職員の派遣)

第8条 班の長は、応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、本部長は、必要に応じて応援職員を派遣する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成10年3月31日要綱第13号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月10日要綱第22号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成14年12月27日要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則(平成15年12月22日要綱第45号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則(平成17年7月5日要綱第19号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日要綱第6号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日要綱第29号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(6) 稲美町災害対策本部の組織事務分掌

災害対策本部の事務分掌（１）

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
事務局	総括係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置、解散等に関する事。</li> <li>2. 本部会議の開催に関する事。</li> <li>3. 職員の動員配備の発令に関する事。</li> <li>4. 気象情報等の収集及び伝達に関する事。</li> <li>5. 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>7. 各班との連絡調整に関する事。</li> <li>8. 消防に関する事。</li> </ol>	危機管理課
	広報係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報道機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>2. 庁内情報通信機器の管理・調整に関する事。</li> <li>3. 外国人への情報提供に関する事。</li> </ol>	企画課

災害対策本部の事務分掌（２）

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
総務班	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県・他市町等への応援要請及び受入に関する事。</li> <li>2. 災害応急車両の借上げに関する事。</li> <li>3. 災害対策用物資（食料を除く）の調達に関する事。</li> <li>4. 応急仮設住宅（建設は除く）に関する事。</li> <li>5. 町有財産及び被害状況等の取りまとめに関する事。</li> </ol>	総務課
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家屋被害認定に関する事。</li> <li>2. 罹災証明及び被災届出証明の発行に関する事。</li> <li>3. 災害による町税等の減免に関する事。</li> <li>4. 災害に係る広報活動に関する事。</li> <li>5. 災害活動に応じた各班への協力に関する事。</li> </ol>	税務課
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害活動に応じた各班への協力に関する事。</li> <li>2. 町議会との連絡調整に関する事。</li> </ol>	出納室 議会事務局

災害対策本部の事務分掌（3）

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
医療福祉班	救援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者の生活支援に関する事。</li> <li>2. 要配慮者対策に関する事。</li> <li>3. 被災者の安否確認に関する事。</li> <li>4. 福祉避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>5. 関係機関及び関係者との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 被災者生活再建支援金に関する事。</li> <li>7. 救援物資、義援金等の受入れ及び配分に関する事。</li> <li>8. 災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。</li> <li>9. 避難行動要支援者の対策に関する事。</li> </ol>	地域福祉課
	救護係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急救護所の設置及び運営に関する事。</li> <li>2. 福祉事務所及び医師会等の医療関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3. 要配慮者対策に関する事。</li> <li>4. 感染症対策に関する事。</li> <li>5. 防疫機器、薬剤の調達及び配分に関する事。</li> <li>6. 傷病者等の搬送に関する事。</li> <li>7. 福祉避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>8. 被災者の健康相談に関する事。</li> </ol>	健康福祉課 こども課

災害対策本部の事務分掌（4）

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
機動班	建設1係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路障害物の除去に関する事。</li> <li>2. 緊急交通路及び避難路に関する事。</li> <li>3. 交通規制に関する事。</li> <li>4. 道路・橋梁・公園等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5. 被災建築物応急危険度判定（地震災害に限る）に関する事。</li> <li>6. 河川の警戒並びに応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>7. 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>8. 倒壊家屋の撤去等に関する事。</li> <li>9. 公共施設等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事。</li> </ol>	土木課 都市計画課

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
	建設 2 係	1. ため池の警戒並びに応急対策及び復旧に関する事 2. 農林水産関係の被害調査及び対策に関する事 3. 商工業者の被害調査及び対策に関する事 4. ため池管理者及び農業用水路管理者への連絡調整及び指導に関する事 5. 機動班他係の応援に関する事	産業課
	建設 3 係	1. 応急給水に関する事 2. 上下水道施設の被害調査及び応急対策及び復旧に関する事	水道課

災害対策本部の事務分掌（5）

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
生活環境班	住民係	1. 避難者の飲料水及び食料の調達に関する事 2. 炊き出しの実施及び配分等に関する事 3. 避難所運営の応援に関する事 4. 町民の相談窓口の設置に関する事	住民課
	環境係	1. 災害廃棄物等の処理に関する事 2. 環境衛生対策に関する事 3. 埋火葬に関する事 4. 応急仮設トイレの調達及び設置に関する事	生活環境課 農業委員会

災害対策本部の事務分掌（6）

班係名		事務分掌業務	備考（課名）
教育・避難支援班	教育係	1. 学校施設の応急対策及び復旧に関する事 2. 学校施設・社会教育施設等の被害調査及び情報収集に関する事 3. 応急教育施設の確保及び応急教育対策に関する事 4. 園児・児童生徒の安全確保及び避難誘導に関する事 5. 園児・児童生徒の安否状況に関する事	教育課
	避難係	1. 指定避難所の開設及び運営に関する事 2. 関係機関及び関係者との調整に関する事 3. 避難者への食料及び生活必需品の供給に関する事 4. 食料供給の実施に関する事 5. 文化財の被害調査及び情報収集に関する事	人権教育課 生涯学習課 文化の森課

災害対策本部の事務分掌（7）

班係名	事務分掌業務	備考（課名）
加古川消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災の消火に関する事。</li> <li>2. 救急救助に関する事。</li> </ol>	加古川市東消防署（稲美分署）
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町民等の避難誘導及び救助に関する事。</li> <li>2. 火災の消火及び水防に関する事。</li> <li>3. 危険地域（箇所）の警戒に関する事。</li> <li>4. 防災ヘリコプターの受入れ誘導に関する事。</li> </ol>	危機管理課

## 10. 災害時の相互応援協定(行政機関)

区分	No.	協定名称	締結日	構成市町
総合	1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県下各市町
	2	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨ブロック(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、北播磨ブロック(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)
	3	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日	東播磨地域(明石市、加古川市、稲美町、播磨町)、中河内地域(八尾市、東大阪市、柏原市)
	4	災害時における相互応援協定	平成18年5月11日	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市
	5	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	播磨地域13市9町(姫路市、加古川市、相生市、小野市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町)
	6	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年10月23日	国土交通省近畿地方整備局
	7	災害時における相互応援に関する協定	令和元年11月18日	熊本県益城町
消防	8	兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
廃棄物処理	9	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合
上下水道	10	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協県支部及び県簡水協会
	11	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	平成29年9月12日	下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡協議会
	12	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書	令和2年4月1日	一般社団法人兵庫県水質保全センター
情報伝達	13	災害時における放送要請に関する協定書	昭和53年4月1日	日本放送協会
避難所	14	稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に関する協定書	平成25年9月30日	兵庫県立東播磨高等学校
	15	稲美町と兵庫県立いなみ野特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定	平成25年9月30日	兵庫県立いなみ野特別支援学校
その他	16	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	平成25年5月31日	日本郵便(株)近畿支社
	17	災害時における稲美町と稲美町内郵便局との相互協力に関する覚書	平成18年12月22日	稲美町内郵便局



## (1) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（県及び県下各市町）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1） 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- （2） 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （3） 被災者の受入れ
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4） 応援の場所及びその場所への経路
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

（市町を指定した応援要請）

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の交換
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補足)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、

兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

姫路市

姫路市長 石見利勝

明石市

明石市長 北口寛人

洲本市

洲本市長 柳実郎

伊丹市

伊丹市長 藤原保幸

豊岡市

豊岡市長 中貝宗治

たつの市

たつの市長 西田正則

西脇市

西脇市長 來住壽一

三木市

三木市長 藪本吉秀

川西市

川西市長 柴生進

三田市

三田市長 岡田義弘

篠山市

篠山市長 瀬戸亀男

丹波市

丹波市長 辻重五郎

朝来市

朝来市長 井上英俊

宍粟市

宍粟市長 白谷敏明

猪名川町

神戸市

神戸市長 矢田立郎

尼崎市

尼崎市長 白井文

西宮市

西宮市長 山田知

芦屋市

芦屋市長 山中健

相生市

相生市長 谷口芳紀

加古川市

加古川市長 樽本庄一

赤穂市

赤穂市長 豆田正明

宝塚市

宝塚市長 阪上善秀

高砂市

高砂市長 岡恒雄

小野市

小野市長 蓬萊務

加西市

加西市長 中川暢三

養父市

養父市長 梅谷馨

南あわじ市

南あわじ市長 中田勝久

淡路市

淡路市長 門康彦

加東市

加東市長 山本廣一

多可町

猪名川町長	真 田 保 男	多可町長	戸 田 善 規
稲美町		播磨町	
稲美町長	古 谷 博	播磨町長	清 水 ひろ子
神河町		市川町	
神河町長	足 立 理 秋	市川町長	尾 崎 光 雄
福崎町		太子町	
福崎町長	嶋 田 正 義	太子町長	首 藤 正 弘
上郡町		佐用町	
上郡町長	安 則 眞 一	佐用町長	庵 途 典 章
香美町		新温泉町	
香美町長	藤 原 久 嗣	新温泉町長	馬 場 雅 人

## (2) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（東播磨及び北播磨市町）

### （目的）

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

### （地域及び構成市町）

第2条 この協定の地域及び構成市町は、次のとおりとする。

地 域	東播磨地域、北播磨地域
市	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市
町	多可町、稲美町、播磨町

### （広域災害支援本部の設置）

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨ブロック	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

### （応援の要請）

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

### （応援の実施）

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

- 2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。
- 3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

### （経費の負担）

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

- 2 その他の経費については、別に協議して定める。

### （情報の収集及び伝達）

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

### （平常時の活動）

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月1日

明石市長	北口寛人
加古川市長	樽本庄一
西脇市長	來住壽一
三木市長	藪本吉秀
高砂市長	岡恒雄
小野市長	蓬萊務三
加西市市長	中山川暢一
加東市長	多可町長
多可町長	戸田善規
稲美町長	古谷博
播磨町長	清水ひろ子

## 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

### 1. 広域災害支援本部の設置及び運営

#### (1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロッ ク代表市町	北播磨ブロッ ク代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。  Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稲美町	稲美町	三木市	

#### (2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

#### (3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

### 2. 情報の収集及び伝達方法

(1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。

(2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。

(3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。

(4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

### 3. 応援の内容

(1) 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等

(2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等

(3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場等

(4) 職 員 市町職員

4. 応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5. 応援体制の確立

- (1) 広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。
- (2) 整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

6. 連絡会の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を、毎年度開催する。

7. 資料及び情報の交換

相互応援のため、地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項



### (3) 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定（東播磨及び中河内市町）

兵庫県東播磨地域及び大阪府中河内地域は、いずれかの地域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円満に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（地域と構成市町）

第1条 この協定の東播磨地域と中河内地域の構成市町は次のとおりとする。

東播磨地域	明石市	加古川市	稲美町	播磨町
中河内地域	東大阪市	八尾市	柏原市	

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡責任市町）

第3条 各地域は、それぞれ連絡責任市町を定め、連絡責任市町が、被災地域と応援地域との連絡調整を行うものとする。

（応援の要請）

第4条 被災地域の連絡責任市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、無線等により応援地域の連絡責任市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
  - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 前項の要請を受けた応援地域の連絡責任市町は、速やかに地域構成市町に通知するものとする。

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた場合は、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

- 2 各地域は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。
- 3 連絡責任市町は、地域構成市町と密接な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

- 2 その他の経費については、別に協議して定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、両地域各市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(情報交換)

第8条 両地域各市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、両地域各市町が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

東播磨地域

明石市長 泉 房穂

加古川市長 樽本 庄一

稲美町長 古谷 博

播磨町長 清水 ひろ子

中河内地域

東大阪市長 野田 義和

八尾市長 田中 誠太

柏原市長 岡本 泰明

#### (4) 災害時における相互応援協定（神戸市隣接市町：芦屋、西宮、宝塚、三田、三木、明石）

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

##### （目的）

第1条 この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

##### （災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

##### （相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

##### （連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

##### （応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

(緊急応援)

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 応援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(実施の細則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年10月24日から効力を生ずる。

2 平成8年6月1日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月11日

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

芦屋市精道町7-6

芦屋市

代表者 芦屋市長 山中 健

西宮市六湛寺町10-3

西宮市

代表者 西宮市長 山田 知

宝塚市東洋町1-1

宝塚市

代表者 宝塚市長 庄司 泰一郎

三田市三輪2-1-1

三田市

代表者 三田市長 岡田 義弘

三木市上の丸10-30

三木市

代表者 三木市長 藪本 吉秀

加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町

代表者 稲美町長 赤松 達夫

明石市中崎1丁目5-1

明石市

代表者 明石市長 北口 寛人

## (5) 播磨広域防災連携協定（播磨地域13市9町）

### （趣旨）

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

### （連絡担当部局）

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

### （応援の事項）

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援の要請）

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - (4) 応援の場所及びその場所への経路
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

### （応援の実施）

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

- 2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長	石見 利勝
加古川市長	樽本 庄一
相生市長	谷口 芳紀
小野市長	蓬萊 務
明石市長	泉 房穂
赤穂市長	豆田 正明
西脇市長	片山 象三
三木市長	藪本 吉秀
高砂市長	登 幸人
加西市長	西村 和平
宍粟市長	福元 晶三
加東市長	安田 正義
たつの市長	栗原 一
多可町長	戸田 善規
稲美町長	古谷 博
播磨町長	清水ひろ子
市川町長	岡本 修平
福崎町長	嶋田 正義
神河町長	山名 宗悟
太子町長	北川 嘉明
上郡町長	遠山 寛
佐用町長	庵途 典章



## (6) 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と稲美町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

### （目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

### （応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 稲美町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

### （応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

### （リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年10月23日

甲 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 稲美町長 古谷博

## (7) 災害時における相互応援に関する協定（熊本県益城町）

兵庫県稲美町と熊本県益城町（以下「両自治体」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両自治体のいずれかにおいて、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）が応急対策及び復旧活動を円滑に遂行できるように、被災自治体の要請に応え、相互に応援、協力をを行うことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員、応援の期間その他必要な事項
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合（第4条第2項の規定により応援する場合を含む。）には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に防災知識の共有、情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

(データの保管)

第9条 両自治体は、いずれかの自治体から住民、税等に関するデータの保管の要請があった場合は、その情報を保管するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名押印の上、各1通を保有する。

令和元年（2019年）11月18日

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 古 谷 博

熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

益城町長 西 村 博 則

## (8) 兵庫県広域消防相互応援協定（兵庫県下の市町、消防の一部事務組合等）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

（地域区分）

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

（災害種別及び規模）

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

（応援の種別）

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援 第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援 前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

（応援要請の手続）

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うもの

とする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

- 2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。
- 3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。
  - (1) 災害の発生場所及び概要
  - (2) 必要とする車両、人員及び資機材
  - (3) 集結場所及び活動内容
  - (4) その他必要事項
- 4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市町等において負担する経費
  - ア 公務災害補償に要する経費
  - イ 旅費及び出動手当
  - ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
  - エ 被服の損料等
  - オ 上記以外の人件費その他の経費
- (2) 受援市町等において負担する経費
  - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
  - イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

1 兵庫県広域消防相互応援協定(平成24年3月27日締結)は、廃止する。

2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月23日

尼崎市長 稲村 和美

西宮市長 河野 昌弘

芦屋市長 山中 健

伊丹市長 藤原 保幸

宝塚市長 中川 智子

淡路広域消防事務組合管理者 門 康彦

加古川市長 樽本 庄一

北はりま消防組合管理者 安田 正義

三木市長 藪本 吉秀

高砂市長 登 幸人

川西市長 大塩 民生

三田市長 竹内 英昭

篠山市長 酒井 隆明

丹波市長 辻 重五郎

猪名川町長 福田 長治

神戸市長 矢田 立郎

明石市長 泉 房徳

小野市長 蓬莱 務

姫路市長 石見 利勝

西はりま消防組合管理者 西田 正則

赤穂市長 豆田 正明

豊岡市長 中貝 宗治

南但広域行政事務組合管理者 多次 勝昭

美方郡広域事務組合管理者 岡本 英樹



## 兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第1章 総則
- 第2章 応援要請
- 第3章 応援消防本部の任務
- 第4章 指揮活動等
- 第5章 活動の終了
- 第6章 雑則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 県下広域応援 大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。
- (2) 県下広域応援部隊 応援消防本部が県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。
- (3) 代表消防本部 兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。
- (4) 代表代行消防本部 代表消防本部に事故ある時に、その任務を代行する消防本部をいう。
- (5) 地域別代表消防本部 協定第2条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。
- (6) 地域別代表代行消防本部 地域別代表消防本部に事故ある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

#### (代表消防本部等)

第3条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表1に定めるとおりとする。

#### (平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2及び別表3に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

## 第2章 応援要請

(県下広域応援の早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

2 「フェニックス防災情報システム」(兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。)による応援要請があった場合は、前項の口頭要請があったものとみなす。

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援 被災地を管轄する消防本部(以下「被災地消防本部」という。)から自消防本部の所属する地域別代表消防本部を通じて他の地域内消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があった旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援 被災地消防本部の属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

(派遣の決定)

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号(消防応援派遣決定通知書)により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部(地域別代表消防本部経由)を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

### 第3章 応援消防本部の任務

#### (受援側地域別代表消防本部の任務)

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関する事。
  - (2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関する事。
  - (3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関する事。
  - (4) 県内応援時において、代表消防本部が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関する事。
  - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

#### (応援側地域別代表消防本部の任務)

第11条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関する事。
- (2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
- (3) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
- (4) 地域内応援部隊の活動の管理に関する事。
- (5) その他必要な事項

#### (代表消防本部の任務)

第12条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
  - (2) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
  - (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関する事。
  - (4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受援消防本部の指揮支援に関する事。
  - (5) その他必要な事項
- 2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

### 第4章 指揮活動等

#### (応援隊調整本部の設置)

第13条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、応援隊調整本部を設置するものとする。

2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項

(後方支援本部の設置)

第14条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第15条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長(以下「指揮者」という。)の指揮の下に活動するものとする。

- 2 地域内応援時には、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 県内応援時には、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第16条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合は地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬)中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等)部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合は消火中隊長は明石市消防本部から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ指名するものとする。

(通信連絡体制)

第 17 条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間の通信は、デジタル 260MHz「主運用波 3」を使用する。
- (2) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれの活動波を使用する。

(部隊の交代)

第 18 条 派遣部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第 19 条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

## 第 5 章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第 20 条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

- 2 第 15 条第 2 項または第 3 項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。
- (1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
  - (2) 活動中の異常の有無
  - (3) 隊員の負傷の有無
  - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
  - (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第 21 条 部隊が帰署（所）したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第 3 号（応援活動即時報告書）により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

## 第 6 章 雑則

(協議)

第 22 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

## 附則

- 1 この覚書は、平成 29 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成 25 年 10 月 23 日)は、廃止する。

3 この覚書の成立を証するため、本書 24 通を作成し、各消防本部において各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 13 日

尼崎市消防長	河本 博志	淡路広域消防事務組合消防長	杉坂 光一
西宮市消防長	坂本 健治	加古川市消防長	川西 正典
芦屋市消防長	吉岡 幸弘	北はりま消防組合消防長	上田 昌善
伊丹市消防長	柳田 尊正	三木市消防長	藤原 秀行
宝塚市消防長	石橋 豊	高砂市消防長	田付 昌也
川西市消防長	矢内 光彦	小野市消防長	近都 登志人
三田市消防長	平阪 義弘	姫路市消防長	中川 勝正
篠山市消防長	畑 光明	西はりま消防組合消防長	横田 京悟
丹波市消防長	小森 康雅	赤穂市消防長	西中 克典
猪名川町消防長	野口 優	豊岡市消防長	中島 幾良
神戸市消防長	菅原 隆喜	南但広域行政事務組合消防長	笹谷 信之
明石市消防長	山本 徹	美方郡広域事務組合消防長	植村 博昭

## (9) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（兵庫県、各市町及び関係一部事務組合）

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

### （相互応援体制）

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

### （応援要請）

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
- 3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況



(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

姫路市

姫路市長 石見利勝

明石市

明石市長 北口寛人

洲本市

洲本市長 柳実郎

伊丹市

伊丹市長 藤原保幸

豊岡市

豊岡市長 中貝宗治

龍野市

龍野市長 西田正則

神戸市

神戸市長 矢田立郎

尼崎市

尼崎市長 白井文

西宮市

西宮市長 山田知

芦屋市

芦屋市長 山中健

相生市

相生市長 谷口芳紀

加古川市

加古川市長 樽本庄一

赤穂市

赤穂市長 豆田正明

西脇市

西脇市長 内 橋 直 昭

三木市

三木市長 加 古 房 夫

川西市

川西市長 柴 生 進

三田市

三田市長 岡 田 義 弘

篠山市

篠山市長 瀬 戸 亀 男

丹波市

丹波市長職務代理者 足立 元

朝来市

朝来市長 井 上 英 俊

宍粟市

宍粟市長 白 谷 敏 明

吉川町

吉川町長 岩 波 勉

滝野町

滝野町長 山 本 廣 一

中町

中町長 清 水 宏 一

八千代町

八千代町長 森 位 正 己

稲美町

稲美町長 赤 松 達 夫

家島町

家島町長 芝 原 英 三

神崎町

神崎町長 足 立 理 秋

福崎町

福崎町長 嶋 田 正 義

大河内町

大河内町長 上 野 英 一

揖保川町

揖保川町長 八 木 捷 之

宝塚市

宝塚市長 渡 部 完

高砂市

高砂市長 田 村 広 一

小野市

小野市長 蓬 萊 務

加西市

加西市長 中 川 暢 三

養父市

養父市長 梅 谷 馨

南あわじ市

南あわじ市長 中 田 勝 久

淡路市

淡路市長 門 康 彦

猪名川町

猪名川町長 真 田 保 男

社町

社町長 小 東 慎 介

東条町

東条町長 小 池 敏

加美町

加美町長 戸 田 善 規

黒田庄町

黒田庄町長 東 野 敏 弘

播磨町

播磨町長 佐 伯 忠 良

夢前町

夢前町長 爲 則 政 好

市川町

市川町長 尾 崎 光 雄

香寺町

香寺町長 橋 本 良 春

新宮町

新宮町長 梅 村 忠 男

御津町

御津町長 松 尾 和 彦

太子町

太子町長 首藤正弘

佐用町

佐用町長 庵途典章

南光町

南光町長 山田兼三

安富町

安富町長 橋本健造

温泉町

温泉町長 馬場雅人

五色町

五色町長 山口一紀

揖龍保健衛生施設事務組合

管理者 西田正則

中播衛生施設事務組合

管理者 嶋田正義

美西衛生施設一部事務組合

管理者 陰山毅

津名郡広域事務組合

管理者 門康彦

加古郡衛生事務組合

管理者 佐伯忠良

南但広域行政事務組合

管理者 井上英俊

中播北部行政事務組合

管理者 足立理秋

くれさか環境事務組合

管理者 爲則政好

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

管理者 柴生進

豊中市伊丹市クリーンランド

管理者 一色貞輝

上郡町

上郡町長 安則眞一

上月町

上月町長 中川孝之

三日月町

三日月町長 山口聖治

浜坂町

浜坂町長 陰山毅

香美町

香美町長 藤原久嗣

北播衛生事務組合

管理者 小東慎介

北播磨清掃事務組合

管理者 内橋直昭

佐用郡広域行政事務組合

管理者 庵途典章

氷上多可衛生事務組合

管理者職務代理者 清水宏一

洲本市・南あわじ市衛生事務組合

管理者 柳実郎

淡路広域行政事務組合

管理者 柳実郎

宍粟環境事務組合

管理者 白谷敏明

小野市・社町・東条町環境施設事務組合

管理者 蓬萊務

北但行政事務組合

管理者 中貝宗治

にしはりま環境事務組合

管理者 山口聖治

## (10) 兵庫県水道災害相互応援に関する協定（兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協県支部等）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

（水道災害対策連絡会議）

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

（水道災害対策本部）

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の抛出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体(以下「応援団体」という。)は、派遣する職員(以下「応援職員」という。)に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) 応援体制

(3) 応急備蓄資材保有状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。

(3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合

(4) における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

(5) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	神戸市長	篠山幸俊
姫路市長	堀川和洋	尼崎市長	宮田良雄
明石市長	岡田進裕	西宮市町	馬場順三
洲本市長	中川啓一	芦屋市長	北村春江
伊丹市長	松下 勉	相生市長	藤田義明
豊岡市長	今井晶三	加古川市長	木下正一
龍野市長	尾西 堯	赤穂市長	北爪照夫
西脇市長	内橋直昭	宝塚市長	正司泰一郎
三木市長	加古房夫	高砂市長	大内秀夫
川西市長	柴生 進	小野市長	廣瀬博司
三田市長	塔下真次	加西市長	藤岡重弘
猪名川町長	真田保男	吉川町長	岩波 勉
社 町長	上石勝己	滝野町長	山本廣一
東条町長	高尾定雄	中 町長	清水宏一
加美町長	森野義史	八千代町長	板倉宇三郎
黒田庄町長	東野敏弘	稲美町長	井上芳和
播磨町長	佐伯忠良	家島町長	鍬方志郎
夢前町長	為則政好	神崎町長	足立理秋
市川町長	尾崎光雄	福崎町長	嶋田正義
香寺町長	藤本晃雄	大河内町長	藤田稔太
新宮町長	梅村忠男	揖保川町長	八木捷之
御津町長	山下昭三	太子町長	大村一郎
上郡町長	福井一則	佐用町長	衣笠徹朗

上月町長	石堂則本	南光町長	山田兼三
三日月町長	山口聖治	山崎町長	上木茂志
安富町長	橋本健造	(宍) 一宮町長	田路 勝
波賀町長	中田耕一郎	千種町長	小原 朗
城崎町長	藤原秀雄	竹野町長	吉岡 孝
香住町長	青山幸男	日高町長	清水 豊
出石町長	中村正永	但東町長	奥田清喜
村岡町長	岩槻 健	浜坂町長	中村政行
美方町長	中安富士男	温泉町長	村尾保一
八鹿町長	余根田 勉	養父町長	梅谷 肇
大屋町長	才下正義	関宮町長	栃下喜幸
生野町長	羽淵康夫	和田山町長	小山恒一
山東町長	水谷岩雄	朝来町長	井上英俊
柏原町長	谷口 務	氷上町長	十倉昭三
青垣町長	武田信一	春日町長	滝本信好
山南町長	足立梅治	市島町長	吉田照三
篠山町長	瀬戸亀男	西紀町長	森口武治
丹南町長	杉本幸男	今田町長	大上恭平
津名町長	柏木和三郎	淡路町長	戸田種彦
北淡町長	小久保正雄	(津) 一宮町長	上田 弘
五色町長	砂尾 治	東浦町長	新阜京一
緑 町長	不動雅宣	西淡町長	長江和幸
三原町長	中田勝久	南淡町長	坂川一弘
阪神水道企業団企業長		山本第四郎	
西播磨水道企業団企業長		前田實直	
西播磨高原上・下水道企業団企業長		福井一則	
淡路広域水道企業団企業長	津名町長	柏木和三郎	
日本水道協会兵庫県支部長	尼崎市長	宮田良雄	
兵庫県簡易水道協会会長	加美町長	森野義史	



## (11) 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

平成29年9月12日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※ (一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

### 1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第10項に記載の事項又は全国ルール第4条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

### 2 災害時支援体制

#### (1) 支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表2により支援要請があった場合

#### (2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表1に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

#### (3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

##### ① 対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第2項(4)③に規定する支

援調整隊の隊長がサポートすることとする。

② 副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策副本部長代行として指名できる。

③ 対策本部員

別表1に定めるものとする。

④ 対策特別本部員

国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

- ① 対策本部長は、震度6弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第2項（5）に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

エ 対策本部長が必要と認めた者

- ② 対策本部長は、震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表2により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。

- ③ 対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第2項（5）に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- ④ 対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

- ⑤ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、対策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

- ⑥ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。

- ⑦ 対策本部を設置した場合、対策本部長は、第2項（5）に基づく総合調整の上、必要と判断した対策本部員へ参集について連絡するものとする。
- ⑧ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。
- ⑨ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。
- ⑩ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表2によるメールもしくはFAX連絡を基本とするが、**第1報(災害発生報告)**のみ別表3による電話連絡を併用する。

#### (5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

#### (6) その他

- ① 対策本部長は、平成24年10月25日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第5条第2項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。

また、場合によって同協定第8条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。

- ② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成24年10月1日付け「21大都市災害時相互応援に関する協定」による。
- ③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。
- ④ 対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。

（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

### 3 対策本部の業務

- (1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第2項（5）に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- ① 対策本部の設置に関すること。

- ② 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- ③ 支援計画の立案に関すること。
- ④ 大都市ルールとの調整に関すること。
- ⑤ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- ⑥ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- ⑦ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第7項（3）に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- ⑧ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。
- ⑨ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- ⑩ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- ⑪ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。
- ⑫ 対策本部の解散に関すること。
- ⑬ その他支援の実施に必要な事項。

(2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を追加するものとする。

- ① 本部員の参加要請に関すること。
- ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
- ③ 大都市への支援調整に関すること。
- ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

#### 4 支援体制の確立

- (1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第2項（5）に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はFAX等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項（5）に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前（1）～（3）に基づき支援体制を確立する。

#### 5 支援活動

- (1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (3) 支援隊は、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。
- (4) 支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。
- (5) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

## 6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

## 7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。
- (3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

## 8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動

の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。

- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

## 9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、応援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

## 10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

- (1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。  
なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

## 11 支援連絡会議の開催等

- (1) 毎年1回、別表4に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議(以下「支援連絡会議」という。)を開催する。
- (2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。
- (3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員(以下「構成員」という。)の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
- (4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。

大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議

の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。

- (5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、速やかに支援連絡会議事務局に報告する。

## 1.2 その他

- (1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間はもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・格的な対応に万全を期する。

- (2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。

また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。

- (3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成16年4月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成18年8月4日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成19年8月27日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成20年9月11日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成21年9月2日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成22年9月6日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成23年8月9日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成24年11月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成27年1月15日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成28年3月23日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成29年9月12日から適用する。

別表 1

下水道事業災害時近畿ブロック応援本部

本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 水・環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道部 計画課長
〃	堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局 技術部 技術事業長
〃	福知山市 上下水道部 総務課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市 企業局 管理部 次長
〃	和歌山市 建設局 下水道部長
〃	津市 下水道局長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長
〃	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者
	(大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長)
特別本部員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

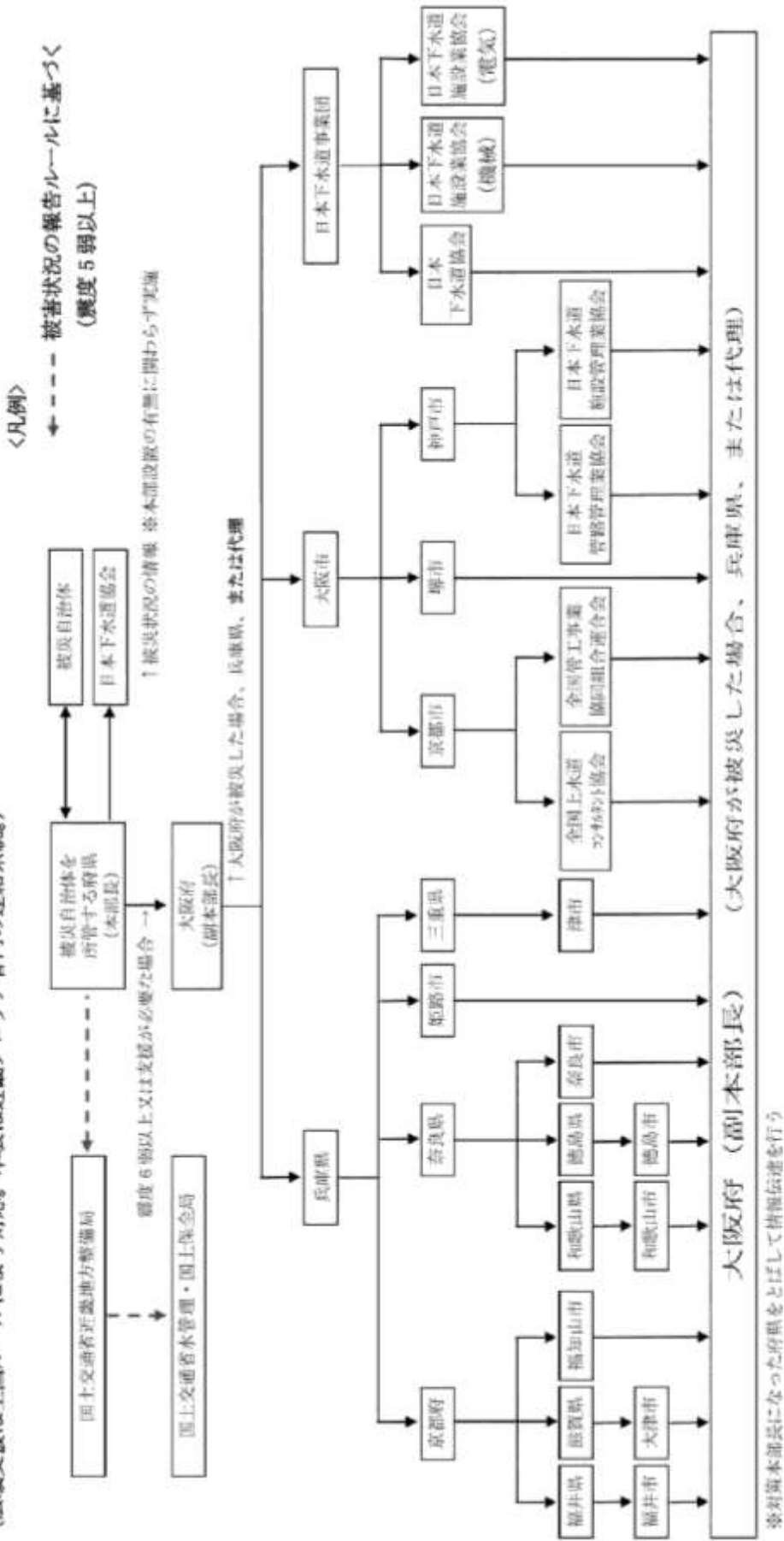




下水道事業災害ブロック応援本部緊急連絡系統

電話用

別表 3 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）※第 1 報の電話連絡時のみ、この系統を使用（広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）



※対象本部長になった府県をとばして情報伝達を行う

＜広域支援の場合＞ 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

別表 4

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長  
兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長  
福井県 土木部 河川課長  
滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長  
京都府 環境部 水環境対策課長  
奈良県 県土マネジメント部 下水道課長  
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長  
三重県 県土整備部 下水道課長  
徳島県 県土整備部 水・環境課長  
大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長  
京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長  
神戸市 建設局 下水道部 計画課長  
堺市 上下水道局 下水道部 下水道管理課長  
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長  
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長  
福井市 下水道部長  
大津市 企業局技術部 技術事業長  
福知山市 上下水道部 総務課長  
姫路市 下水道局長  
奈良市 企業局 管理部次長  
和歌山市 建設局 下水道部長  
津市 下水道局長  
徳島市 土木部 下水道事務所保全課長  
(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長  
(一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長  
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員(機械)  
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員(電気)  
(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長  
(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長  
全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

## (12) 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書（一般社団法人兵庫県水質保全センター）

（趣旨）

第1条 この協定は、稲美町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で、稲美町で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害をいう。

（応援要請）

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認めるときは、乙に対し応援要請を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 前条に規定する甲の応援要請は、原則として応援要請書（様式第1号）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、応援要請を口頭又は電話等により行い、その後速やかに応援要請書を乙に送付することにより行うものとする。

（応援業務の実施）

第5条 乙は、第3条に規定する甲の応援要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査
- (2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談への対応
- (3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

（経費負担）

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号に掲げる事項に係るものにあつては乙が、同条第3号に掲げる事項に係るものにあつては甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（相互の協議）

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（応援のための通行）

第8条 甲は、第3条の規定により応援要請を行ったときは、乙が応援業務を円滑に実施することができるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置の実施に努めるものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書（様式第2号）及び調査結果等集計表（様式第3号）により報告するものとする。

（損害賠償等）

第10条 乙は、応援業務の実施の際においては、応援業務に従事する乙の職員及び会員にあつては労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充てるものとし、これらの者が事故等の災害で死亡し、若しくは負傷した場合又は後遺障害が残った場合にあつては同法その他の法令に基づく損害賠償を行うものとする。

(災害対策関係会議等への出席)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第 12 条 この協定に伴う事務は、甲にあつては、稲美町地域整備部水道課、乙にあつては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときにおける前項に規定する甲の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(協定の適用)

第 13 条 この協定は、締結の日からその効力を生ずるものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(補則)

第 14 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地

稲美町長 古谷 博

乙 神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8  
一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 九坪 登志彦

### (13) 災害時における放送要請に関する協定書（日本放送協会）

#### （協定の主旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、兵庫県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

#### （放送の要請）

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町長が行う通知又は要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

#### （要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送事項
- （3）放送希望日時
- （4）その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

#### （放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

#### （連絡責任者）

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあつては消防防災課長、乙にあつては放送部長を連絡責任者とする。

#### （雑則）

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和53年4月1日

甲 兵庫県知事 坂井時忠

乙 日本放送協会  
神戸放送局長 中村健一

※ 同様の協定を以下の放送局（会社）とも締結している。

締結放送局名	締結年月日
株式会社サンテレビジョン	昭和53年4月1日
株式会社ラジオ関西	昭和53年4月1日
兵庫エフエムラジオ放送株式会社	平成3年4月1日
株式会社毎日放送	平成8年6月14日
朝日放送株式会社	平成8年6月14日
関西テレビ放送株式会社	平成8年6月14日
讀賣テレビ放送株式会社	平成8年6月14日
大阪放送株式会社（ラジオ大阪）	平成8年6月14日
関西インターメディア株式会社	平成8年7月18日

## (14) 稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に関する協定

稲美町（以下「甲」という。）と兵庫県立東播磨高等学校（以下「乙」という。）は、稲美町内において災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合において、乙が管理する学校施設の一部を一時避難所及び避難所（以下「避難所等」という。）として指定することに関し、次のとおり協定を締結する。

### (避難所等)

第1条 甲が、災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合に使用できる乙の施設は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一時避難所 稲美町地域防災計画で定める災害時の一時的な避難場所として使用する屋外運動場
- (2) 避難所 稲美町地域防災計画で定める災害時の一時的な避難所として使用する屋内運動場

### (設備等の整備)

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

### (避難所等の開設及び閉鎖)

第3条 甲は、乙の施設に避難所等を開設し、又は当該避難所等を閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所等開設通知書（様式第1号）又は避難所等閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所等の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

### (開設期間)

第4条 避難所等の開設期間は、災害発生の日又は発生のおそれのある日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合には、甲、乙協議の上、延長することができるものとする。

### (所管事項)

第5条 避難所等の開設に係る甲及び乙の所管事項は、次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

#### (1) 甲の所管事項

避難所等の管理及び運営に関すること。

#### (2) 乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法（昭和22年法律第108号）（以下「法」という。）第2条の規定に該当する災害であって兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所等の運営支援に関すること。



(事故等の責任)

第6条 甲は、避難所等を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所等として使用させることができなくなった場合

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、乙の所有する施設を避難所等としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、当該施設を原状復旧しなければならない。

(経費の負担)

第10条 甲は、避難所等の設置及び管理運営に係る経費について、法その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期限は平成26年3月31日とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、なお1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月30日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷博

乙 兵庫県加古郡稲美町中一色594番地の2  
兵庫県立東播磨高等学校  
校長 加古博志

年 月 日

兵庫県立東播磨高等学校

校長 様

稲美町長

避難所等開設通知書

「稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に係る協定書」第3条に基づき、次のとおり避難所を開設しますので通知します。

記

1 申請事項

開設日時	年 月 日 ( ) 時 分
施設名	兵庫県立東播磨高等学校
所在地	加古郡稲美町中一色594番地の2
施設管理責任者	校長
使用期間	開設から7日間以内（ただし、協議により延長可とする。）
避難所開設責任者	
開設理由	
備考	

2 留意事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用します。
- (2) 避難所等の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障をきたさないように配慮します。
- (3) 避難所等を閉鎖するときは、原状に復します。

年 月 日

兵庫県立東播磨高等学校

校長 様

稲美町長

避難所等閉鎖通知書

災害発生時に開設した避難所等を下記のとおり閉鎖しますので、「稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に係る協定書」第3条の規定に基づき通知します。

記

閉鎖日時	年 月 日 ( ) 時 分
施設名	兵庫県立東播磨高等学校
所在地	加古郡稲美町中一色594番地の2
施設管理責任者	校長
使用期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
避難所開設責任者	
備考	

年 月 日

稲美町長 様

兵庫県立東播磨高等学校  
校長

施設変更報告書

本校の施設を下記のとおり変更しますので、「稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に係る協定書」第7条の規定により報告します。

記

施設名	兵庫県立東播磨高等学校
所在地	加古郡稲美町中一色594番地の2
施設管理責任者	校長
変更内容	
変更理由	
期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
備考	

## (15) 稲美町と兵庫県立いなみ野特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書

稲美町（以下「甲」という。）と兵庫県立いなみ野特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が管理する施設を福祉避難所として指定することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、稲美町内において、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、要援護者が避難を余儀なくされたとき、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 稲美町災害時要援護者支援マニュアルに定める高齢者、障がい者等のほか、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者で、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- (2) 福祉避難所 災害発生時に要援護者等を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な避難所として甲が開設した避難所をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において福祉避難所として開設する必要があると判断したときは、乙に対して、福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （福祉避難所の開設）

第4条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で、甲に受諾の旨を報告するものとする。

2 甲は、乙から前項の報告を受けたときに、福祉避難所を開設するものとする。

3 施設の開錠は乙が行うものとする。

### （要援護者の受入手続き）

第5条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面でもって要援護者の受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 当該要援護者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) その他福祉避難所で生活を過ごすうえでの注意事項等

2 甲は、当該要援護者を支援する者がいる場合は、その者を要援護者とともに受入れ手続きを行い、乙はその者を受け入れるものとする。

(移送)

第6条 福祉避難所への移送については、原則として当該要援護者を介助する者が行なうものとする。  
この場合において、乙は可能な範囲で協力を行なうものとする。

(福祉避難所の管理)

第7条 福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

- 2 福祉避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 災害時の必要資機材の搬入については、別途協議を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合には、甲、乙及び指定施設は協議の上、延長ができるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲乙及び指定施設は、福祉避難所の管理運営を行う場合において知り得た個人情報をもらしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(福祉避難所解消への努力)

第11条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第12条 甲は、乙の所有する施設を福祉避難所としての使用を終了する際には、その旨を乙に通知するとともに、当該施設を原状復旧しなければならない。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月30日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 兵庫県加古郡稲美町国安1284番地の1  
兵庫県立いなみ野特別支援学校  
校長 前田 博之



## (16) 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 地域見守り支援・高齢者見守り支援に関すること。
- (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定める事項及び定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 播磨広域連携協議会  
（構成市）  
兵庫県姫路市安田4丁目1番地

	姫路市		
	姫路市長	石見	利勝
(構成市)			
	兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地		
	加古川市		
	加古川市長	樽本	庄一
(構成市)			
	兵庫県たつの市龍野町富永1005番地の1		
	たつの市		
	たつの市長	西田	正則
(構成市)			
	兵庫県小野市王子町806番地の1		
	小野市		
	小野市長	蓬菜	務
(構成市)			
	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号		
	高砂市		
	高砂市長	登	幸人
(構成市)			
	兵庫県西脇市郷瀬町605番地		
	西脇市		
	西脇市長	來住	壽一
(構成市)			
	兵庫県三木市上の丸町10番30号		
	三木市		
	三木市長	藪本	吉秀
(構成市)			
	兵庫県加西市北条町横尾1000番地		
	加西市		
	加西市長	西村	和平
(構成市)			
	兵庫県加東市社50番地		
	加東市		
	加東市長	安田	正義
(構成市)			
	兵庫県相生市旭1丁目1番3号		
	相生市		
	相生市長	谷口	芳紀
(構成市)			
	兵庫県赤穂市加里屋81番地		
	赤穂市		
	赤穂市長	豆田	正明
(構成市)			
	兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6		
	宍粟市		
	宍粟市長	福元	晶三

(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町

稲美町長

古谷 博

(構成町)

兵庫県播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町

播磨町長

清水 ひろ子

(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町

多可町長

戸田 善規

(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町

神河町長

山名 宗悟

(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地の3

市川町

市川町長

岡本 修平

(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町

福崎町長

嶋田 正義

(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鷗1369番地1

太子町

太子町長

北川 嘉明

(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町

上郡町長

工藤 崇

(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町

佐用町長

庵途 典章

乙 日本郵便株式会社近畿支社

大阪府大阪市中央区北浜東3番9号

支社長

安村 幸夫

## (17) 災害時における稲美町と稲美町内郵便局との相互協力に関する覚書

稲美町長（以下「甲」という。）と稲美町内郵便局代表者稲美郵便局長（以下「乙」という。）は、稲美町内に発生した地震その他による災害時において、稲美町及び稲美町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、稲美町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合、相互に協力を要請することができる。

- （1）稲美町内の郵便局及び稲美町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （2）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- （3）高齢者及び障害者など災害時要援護者についての情報及び避難対応に関する相互協力
- （4）所管施設及び用地の相互提供
- （5）災害情報に係る広報の掲載等
- （6）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

### （協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の機関
- （4）前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

### （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

### （経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については法令その他に別

段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第6条 稲美町災害対策本部からの要請があるときは、乙が加わることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 稲美町内の郵便局は、稲美町又は稲美町内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては稲美町経済環境部生活環境課長、乙においては、稲美郵便局副局長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議のうえ決定する。

(施行期日)

第12条 この覚書は、締結の日から施行する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年12月22日

甲： 稲美町長                      古 谷      博  
乙： 稲美町内郵便局  
     代表者  
     稲美郵便局長      岡 崎      信 也

## 1 1 . 災害時の相互応援協定(民間団体)

区分	No.	協定名称	締結日	相手方
物資 支 援	1	震災時における緊急設備支援に関する協定書	平成26年 5月 1日	株式会社セレスポ
	2	緊急時における生活物資確保に関する協定	平成18年 7月 1日	生活協同組合コープこうべ
	3	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	平成18年12月 1日	マックスバリュ西日本(株)
	4	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成27年 7月 1日	関西キリンビバレッジサービス(株)
	5	災害時における食糧等の確保に関する協定書	平成24年 2月 2日	兵庫南農業協同組合
	6	災害時における支援協力に関する協定	平成24年 5月 2日	兵庫県石油商業組合 加古川高砂支部
	7	災害時における支援協力に関する協定	平成24年11月 7日	一般社団法人兵庫県LP協会加印 支部
	8	災害時における物資調達に関する協定書	平成25年 2月19日	(株)共進ペイパー&パッケージ
	9	災害時における飲料水の供給に関する協定	平成29年 3月21日	新関西衣料サービス(株)
	10	災害時における量の提供等に関する協定	平成29年 3月21日	「5日で5,000枚の約束。」プロ ジェクト実行委員会
	11	災害救助物資の調達に関する協定	令和元年 8月20日	株式会社ジュンテンドー
	12	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 書	令和 2年10月 1日	株式会社ゼンリン
	13	災害時における物資供給に関する協定	令和 3年 5月10日	株式会社ナフコ
	14	災害時における物資の調達に関する協定	令和 3年 5月17日	関西パック株式会社
	15	災害時における物資の供給等に関する協定	令和 3年12月 1日	川上産業株式会社
障害物 除 去	16	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成22年 7月 9日	兵庫県自動車整備振興会加古川支 部
	17	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成23年 2月 8日	社団法人兵庫県建設業協会加印支 部
災害廃棄 物処理	18	災害廃棄物等の処理に関する協定	令和 3年11月12日	大栄環境株式会社、稲美町、播磨 町、加古郡衛生事務組合
情 報 伝 達	19	災害時等における報道要請に関する協定	平成 9年 5月15日	神戸新聞社、朝日新聞社神戸支局、 読売新聞社神戸支局、毎日新聞社 神戸支局、産経新聞社神戸支局、 日本経済新聞社神戸支局、日刊工 業新聞社神戸支局、時事通信社神 戸支局、共同通信社神戸支局、日 本工業新聞社神戸総局
	20	災害時における緊急放送の協力に関する協定書	平成19年 9月 1日	BAN-BANネットワークス(株)
	21	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年10月 1日	ヤフー株式会社
避難所	22	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定書	平成25年 8月19日	医療法人社団奉志会
	23	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定書	平成25年 8月19日	社会福祉法人日の出福祉会
葬 祭	24	災害時における支援協力に関する協定	平成28年 7月12日	(株)加古川産業会館、稲美町、播磨 町、加古郡衛生事務組合
	25	災害時における支援協力に関する協定	平成29年 2月27日	(株)タライ、稲美町、播磨町、加古 郡衛生事務組合
	26	災害時における支援協力に関する協定	平成29年 2月27日	(株)北神社、稲美町、播磨町、加古 郡衛生事務組合

区分	No.	協定名称	締結日	相手方
	27	災害時における支援協力に関する協定	平成29年 2月27日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、稲美町、播磨町、加古郡衛生事務組合
その他	28	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	平成26年 2月 4日	兵庫県電気工事工業組合 加古川市部
	29	災害時における非常無線通信の協力に関する協定	平成28年10月 3日	稲美町内アマチュア無線局有志
	30	稲美町災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和 4年10月13日	稲美ライオンズクラブ
	31	稲美町ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	令和 5年11月10日	社会福祉法人稲美町社会福祉協議会

## (1) 震災時における緊急設備支援に関する協定書（株式会社セレスポ）

稲美町(以下「甲」という。)と株式会社セレスポ(以下「乙」という。)とは、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲の地域内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック24」（以下「システム」という）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し、被災者の救援に寄与することを目的とする。

### (要請)

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めた時は、乙にその稼働を要請するものとする。

2 要請連絡の責任者及び要請先については別表1に定める。

3 乙は、甲からの連絡手段が閉ざされた場合を考慮し、甲の地域内の地震による災害情報を積極的に入手するよう最善の努力をするものとし、甲の地域内に災害が発生又は発生したと予想される場合には、要請の有無にかかわらず自動的にシステムを稼働するものとする。

### (要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲の指定した避難所に要請後24時間をめどにシステムを搬入、設営するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

2 乙は、陸路によるシステムの搬入が困難な場合を想定して、あらゆる搬入手段を検討するものとし、甲はこれに協力するものとする。

### (システムの内容等)

第4条 システムの内容は別表2に定める。

2 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

### (稼働範囲)

第5条 乙が、甲の要請に基づきシステムを設置する避難所は、甲の指定する避難所のうち5箇所とする。

2 前項により甲が指定する避難所は別表3に定める。

### (システムの価格)

第6条 本システム稼働の料金は、地震等災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその



料金表を甲に提出するものとする。

- 2 本システムの取引価格は、稼働から撤収までの1回についての価格とするものとする。また、金額、入金日については、システム稼働後、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議事項)

第7条 本システムの実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定は、平成26年5月1日から平成27年4月30日までとする。

- 2 有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲又は乙から申出がない場合、この協定は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。
- 3 平成8年9月19日付けで甲乙間で締結した「震災時における緊急設備の支援に関する協定」は、この協定をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年5月1日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1-1  
稲美町  
稲美町長 古谷博

乙 東京都豊島区北大塚1-21-5  
株式会社セレスポ  
代表取締役社長 稲葉利彦

## 協定に関する補足事項

本補足事項は、甲 稲美町 と、乙 株式会社セレスポとの間で平成26年5月1日に締結された「震災時における緊急設備支援に関する協定書」を補足する事項に関して取り決めたものです。

## 甲 支援要請責任者

緊急時連絡先	電 話		
	F A X		
	Eメール		
氏 名	部署・役職	携帯電話番号	上段：Eメール 下段：携帯メール

※緊急時に使用する電話回線には◎

## 甲 クイック24要請先

第一要請先	名 称	株式会社 セレスポ 神戸営業所		
	所在地	兵庫県神戸市中央区播磨町4-9 神戸旧居留地平和ビル9F		
	責任者	所長 古谷 園子 (ふるたに そのこ)		
	緊急 連絡先	平日 昼 間	神戸営業所 TEL 078(335)2711 FAX 078(392)8330	
		休日・夜間	古谷携帯電話 090-6821-4039	
	Eメール	cs-koube@cerespo.co.jp	携帯メール	cs09068214039@docomo.ne.jp
第二要請先	名 称	株式会社 セレスポ 本社		
	所在地	東京都豊島区北大塚1-21-5		
	責任者	クイック24事務局 氏名 生田 茂 (いくた しげる)		
	緊急 連絡先	平日 昼 間	セレスポ本社 TEL 03(5974)1112 FAX 03(5394)7653	
		休日・夜間	生田携帯電話 090-2216-0247	
	Eメール	quick24@cerespo.co.jp	携帯メール	cs09022160247@ezweb.ne.jp

## 協定避難所及び対応内容

各施設につき、次の対応内容とする。	資材の種類・数量	テント 2×3 間	4 張
		テーブル	4 台
		養生シート	8 枚

## 避難所

番号	避難所	避難所住所	備考欄
1	稲美中学校	稲美町岡 2075 番地 1	
2	稲美北中学校	稲美町加古 4269 番地	
3			
4			
5			
特記事項			

## (2) 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）

稲美町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、稲美町内の生活物資の確保及び町民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守しなければならない。

### （緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議のうえ、甲が行うものとする。

### （生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、指定できるものとする。

### （情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、稲美町内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

### （緊急時の体制）

第6条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、別表第2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

### （生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における生活物資調達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続等については、甲及び乙協議のうえ別に定める

ものとする。

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、緊急時に関し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を町民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、日本生協連関西地連等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成18年7月1日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

平成18年7月1日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長 古 谷 博

乙 神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号  
生活協同組合コープこうべ  
組合長理事 浅 田 克 己

別表第1（第4条関係）

[生活物資]

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレトペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29 品目

別表第2（第6条関係）

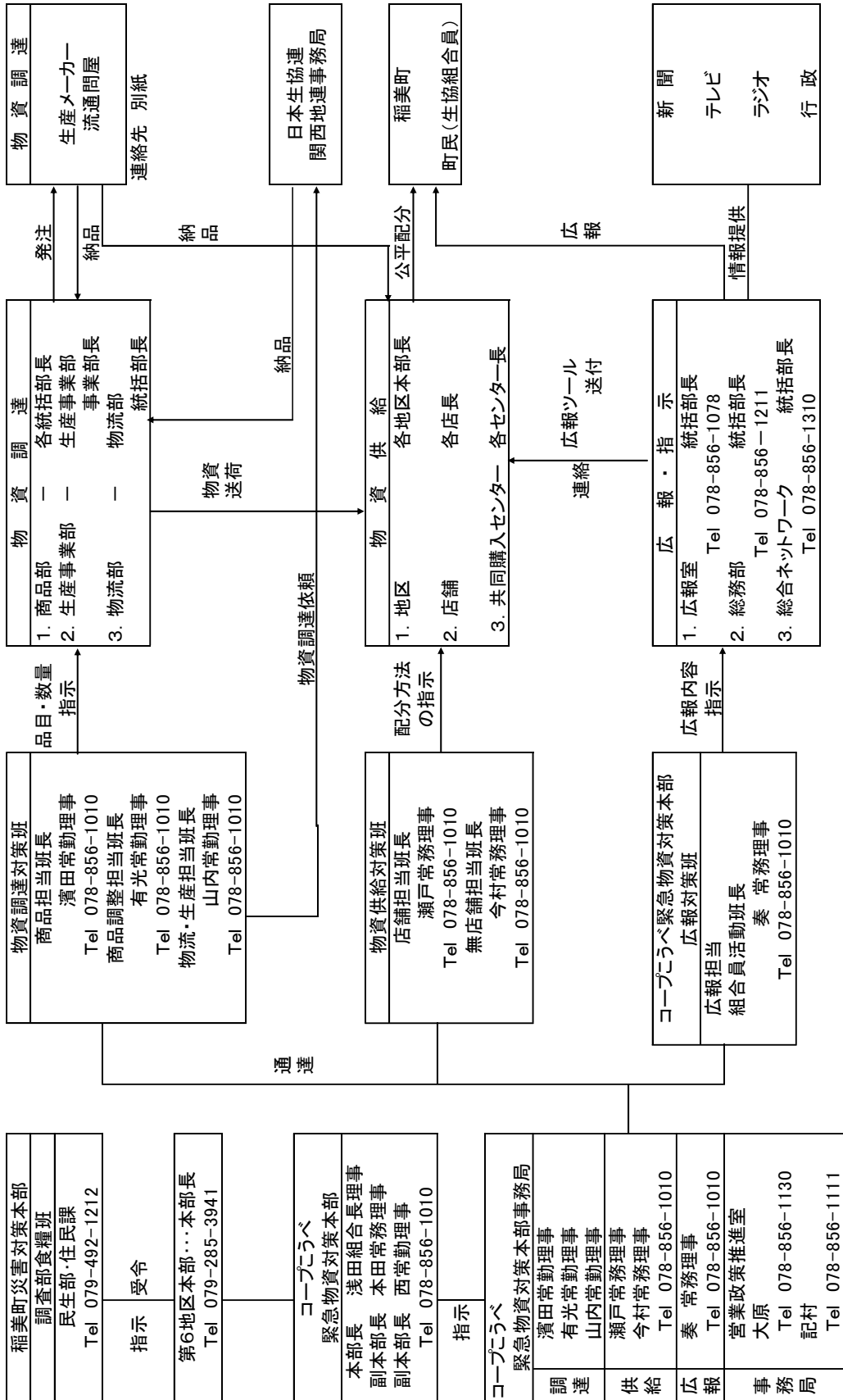
エリア 事業所一覧

事業所名	電話	住所	所属長
第6地区本部	079-285-3941	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町6-7 装いプラザ「花座」姫路内	
コープ 稲美	079-492-3781	〒675-1115 加古郡稲美町国岡1丁目106	
コープ 東加古川	079-426-8566	〒675-0102 加古川市平岡町西谷77-1	
コープ 播磨	078-944-0239	〒6775-0151 加古郡播磨町野添267-1	
共同購入センター 加古川	079-497-9537	〒675-1112 加古郡稲美町六分一1362-84	

別表第3 (第7条関係)

別表第3 コープこうべ緊急物資対策本部は、その目的と職務を迅速かつ正確に果たすために、緊急時の物資と情報の経路をつぎのとおりとする。

<緊急指令発令>



## 緊急時における生活物資確保に関する覚書

稲美町(以下「甲」という。)と生活協同組合コープこうべ(以下「乙」という。)は緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

### (趣旨)

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定(平成18年7月1日締結以下「協定」という。)第7条第1項の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続等を定めるものとする。

### (応援要請の方法)

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書(様式第1)を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

### (生活物資の取引)

第3条 生活物資の取引場所は、甲及び乙協議のうえ定めるものとし、甲が当該場所において乙の提出する緊急物資調達確認書(様式第2号)により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

### (経費の負担)

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

### (経費の請求及び支払)

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

### (改正及び廃止)

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通告しなければならない。

### (協議)

第7条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。



附 則

この覚書は、平成 18 年 7 月 1 日から発効するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

平成 18 年 7 月 1 日

甲 加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地

稲美町長 古 谷 博

乙 神戸市東灘区住吉本町 2 丁目 3 番 28 号

生活協同組合コープこうべ

組合長理事 浅 田 克 己

### (3) 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書（マックスバリュ(株)西日本）

（趣旨）

第1条 この協定は、稲美町内に地震・風水害・その他による災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に稲美町(以下「甲」という。)とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類及び数量
- (3) 引渡しの方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

（食糧等の供給の協力実施）

第3条 乙は前条より甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

（食料の運搬）

第5条 食料等の運搬は、甲又は乙の指定するものが行う。

（食料等の引取り）

第6条 食料等の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担する。  
2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲乙協議のうえ定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

(平常時の確認)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練派の参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成18年12月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年12月1日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長 古谷 博

乙 姫路市北条口4丁目4番地  
マックスバリュ西日本株式会社  
社長 藤本 昭

別表第1（第4条関係）

災害時の食糧・生活必需品

種 類	物 資 名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	ちり紙及びトイレトペーパー、ウエットティッシュ、紙おむつ、
	歯ブラシ、歯磨き粉、洗剤及び石鹸、軍手、ガムテープ、
	生理用品、マスク、使い捨てライター等
光熱材料	カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、乾電池、
	ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、塩、各種野菜、
	育児用粉ミルク、インスタント麺、ハム、飲料水、マヨネーズ、
	玉子、菓子類、調味料、お茶

- (1) 応急食糧等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況にあわせて指定する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

別表第2（第6条関係）

エリア 事業所一覧

事業所名	電話・FAX	住 所	所属長
本 部	079-283-5295 Fax288-7130	〒670-0940 姫路市北条口4丁目4番地	
稲 美 店	079-495-3277 Fax495-3631	〒675-1112 加古郡稲美町六分一 1362-51	

#### (4) 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定（関西キリンビバレッジサービス株）

稲美町（以下「甲」という。）と関西キリンビバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害時」という。）が発生した場合又は発生の恐れがある場合に、甲が乙の保有する容器入の飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給協力を得て、災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

##### （協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し飲料水等の供給要請を行った時をもって発動する。

##### （協力要請）

第3条 甲は、災害時において緊急的な飲料水等が必要となった場合は、書面をもって乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により協力を要請することができることとし、事後速やかに書面を提出するものとする。

##### （協力実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項により協力するものとする。

- (1) 稲美町内に設置している災害時に飲料水等を無料提供できる自動販売機（以下「災害対応型自動販売機」という。）内の飲料水等を無償で供給するものとする。
- (2) 乙が保有する飲料水等を甲が指定する避難所等に無償で供給するものとする。ただし、前号の災害対応型自動販売機内の供給を含め35,000本を上限とする。
- (3) 前各号のほか、可能な範囲内で飲料水等を有償供給するものとする。

2 乙は、前項各号により飲料水等を供給したときは、後日書面により報告するものとする。

##### （経費の負担）

第5条 乙が前条第1項第3号の規定により飲料水等を有償供給した商品の対価及び運搬等に要した経費は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ甲が支払うものとする。

##### （情報交換）

第6条 甲乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から相互の連絡体制及び協力事項等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

##### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月1日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 大阪府大阪市北区大深町4-20  
グランフロント大阪タワーA  
関西麒麟ビバレッジサービス株式会社  
取締役社長 新井 裕 明

## (5) 災害時における食糧等の確保に関する協定書(兵庫南農業協同組合)

### (趣旨)

第1条 この協定は、稲美町内に地震・風水害・その他による災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に稲美町(以下「甲」という。)と兵庫南農業協同組合（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、食料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めたときは、次の事項を明らかにした応援要請書（別紙様式1）をもって乙の保有する食糧等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類及び数量
- (3) 引渡しの方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

### (供給の協力実施)

第3条 乙は前条により甲から出荷要請（別紙様式2）を受けたときは、保有する食糧等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

### (運搬)

第4条 食料等の運搬は、甲又は乙の指定するものが行う。

### (引取り)

第5条 食料等の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認のうえ引き取るものとする。

### (経費の負担)

第6条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担する。  
2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲乙協議のうえ定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

### (平常時の確認)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練の参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議事項)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成24年2月2日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月2日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 古谷 博

乙 加古川市加古川町寺家町45番地

兵庫南農業協同組合

代表理事組合長 喜多 太見男



## (6) 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合加古川高砂支部）

稲美町（以下「甲」という。）と、兵庫県石油商業組合加古川高砂支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、稲美町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

### （支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

### （支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

(防災情報の発信)

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式1により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月2日

甲 加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番  
稲美町

代表者 稲美町長 古谷 博

乙 加古川市平岡町一色 102

兵庫県石油商業組合加古川高砂支部

代表者 支部長 多田 勝義

## (7) 災害時における支援協力に関する協定（一般社団法人兵庫県LP協会加印支部）

稲美町（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県LP協会加印支部（以下「乙」という。）は、稲美町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 災害時において甲がLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）を必要とするときは、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

### （引渡し）

第2条 LPガス等の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

### （安全点検の実施）

第3条 乙はLPガスを供給するときには、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

### （経費の負担）

第4条 乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

### （災害時の情報提供）

第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。

(2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月7日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
代表者 稲美町長 古谷 博

乙 加古川市加古川町平野501番地  
一般社団法人兵庫県LP協会加印支部  
代表者 支部長 南 光 弘

## (8) 災害時における物資調達に関する協定書（株共進ペーパー&パッケージ）

稲美町（以下「甲」という。）と株式会社共進ペーパー&パッケージ（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、稲美町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

### （物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- (1) 段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他乙の取扱商品

### （要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、文書（様式1）で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

### （調達の実施等）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は自身の被災等で前条の要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

### （物資の運搬・引渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

### （代金等の決定）

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書（様式2）及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

（報告）

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者（様式3号）並びに物資の在庫品目及び数量等について資料の提出を求めることができる。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 古谷 博

乙 神戸市中央区元町通6-1-6

株式会社共進ペイパー&パッケージ

代表取締役社長 鍛冶川 清 司

## (9) 災害時における飲料水の供給に関する協定（新関西衣料サービス株）

稲美町（以下「甲」という。）と新関西衣料サービス株式会社（以下「乙」という。）は、稲美町域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う災害応急対策の円滑な遂行に資するため、乙が生産・管理する飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （飲料水供給の要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が飲料水等を調達する必要があると認める際に、甲は乙へ飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は飲料水等の供給要請書（別記様式1）の提出をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、後日、速やかに当該要請書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条により要請を受けたときは、可能な範囲で飲料水等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、飲料水等の供給を実施した際は、その供給状況について、供給終了後、速やかに供給完了通知書（別記様式2）により甲に通知するものとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、甲の負担とする。但し、120ウォーターボトル100本分は無償にて提供する。

2 本条に基づく費用の額は、災害発生の直前における販売価格とする。

3 飲料水等の供給に際して発生した代価は、供給完了通知書（別記様式2）を基に算出し、乙が甲に請求できるものとする。その際の支払先は、乙の指定した銀行口座（振込手数料甲負担）へ支払うものとする。

### （引渡し等）

第5条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

2 飲料水等の引渡しは、甲、乙双方の職員の立会いの下で行うものとする。

### （連絡窓口）

第6条 この協定の実施に関する甲の連絡先は、稲美町経済環境部危機管理課とし、乙の連絡先はアクアクララ兵庫とする。連絡先については、平常時から情報伝達体制表（別記様式3）により



連絡体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 兵庫県加古郡稲美町六分一1352-1  
新関西衣料サービス株式会社  
取締役社長 相野 柔平

## (10) 災害時における畳の提供等に関する協定（「5日で5,000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）

稲美町（以下「甲」という。）と「5日で5,000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、稲美町内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に被災者の救援及び避難所生活が円滑に実施されることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とする時は、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、災害時における畳の提供等に関する協力要請書（様式第1号）により、必要数、日時及び場所等を指定して文書で行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の内容）

第3条 甲が、本協定により乙に要請する協力内容は、次に掲げるものとする。

- （1）畳の調達
- （2）避難所等までの畳の輸送

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けた時は、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

### （協力の報告）

第5条 乙は、前条の協力を実施した時は、当該協力の終了後速やかに、災害時における畳の提供等に関する協力実施状況報告書（様式第2号）により、その状況を報告するものとする。ただし、急を要する場合は、電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく協力を要する経費は、無償とする。但し、利用後の畳の処理については、甲の負担で行うものとする。

### （情報交換及び連絡体制）

第7条 甲と乙は、情報伝達体制表（様式3）により平常時から相互の情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災訓練、防災啓発事業等の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示しない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月21日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号  
「5日で5,000枚の約束。」プロジェクト実行委員会  
事務局長・発起人 前田 敏康

## (11) 災害救助物資の調達に関する協定（株ジュンテンドー）

稲美町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

### （要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

### （物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

### （担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から、更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 8月20日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

## (12) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

稲美町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

### （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、稲美町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、稲美町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するもの

とする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

#### (地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

#### (情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

#### (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

#### (協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年10月1日

甲) 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地 乙) 大阪市西区川口3丁目3番9号  
稲美町 株式会社ゼンリン 関西支社  
町長 古谷 博 支社長 岩崎 登



## 【添付別紙】

### ZNET TOWN 利用約款

#### (定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

#### (本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

#### (本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

#### (本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

#### (本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

#### （甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

#### （不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

#### （権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、稲美町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	稲美町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	稲美町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	稲美町 危機管理課 利用 閲覧地区：稲美町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	経済環境部危機管理課	住所：稲美町国岡 1-1 電話：079-492-9168 FAX：079-492-7792
乙	連絡先 1	総合販売本部 関西支社 神戸営業所	住所：神戸市中央区御幸通 4-2-20 電話：078-252-3299 FAX：078-252-3599
	連絡先 2	総合販売本部 関西支社	住所：大阪市西区川口 3-3-9 電話：06-6584-0334 FAX：06-6584-0006

以 上

(株)ゼンリン 殿

稲美町長

## 物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

令和 年 月 日

稲美町長 殿

(株)ゼンリン

## 物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、令和 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

### 記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

<物資納入者> \_\_\_\_\_

<物資受領者> \_\_\_\_\_

### (13) 災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）

稲美町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

#### （要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 稲美町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 稲美町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

#### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

#### （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

#### （要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

#### （要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

#### （価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

#### （運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を稲美町長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては稲美町役場危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年5月10日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田卓巳 印



## 別紙①

## 供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

## (14) 災害時における物資の調達に関する協定書（関西パッ株式会社）

稲美町（以下「甲」という。）と関西パッ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、甲において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、その保有する物資について優先的な提供を要請することができる。

### （物資の種類）

第3条 甲が乙に協力を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製品（間仕切り、ベッド・らくだん等）
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する物資

### （要請の方法）

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、物資調達要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

- 2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては稲美町危機管理課とし、乙にあっては乙の代表取締役社長とする。
- 3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

### （業務報告）

第6条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を物資供給業務報告書（別記様式第3号）により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が甲に提供した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(損害への対応)

第9条 この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年5月17日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷博 印

乙 兵庫県加古郡稲美町中一色780  
関西パック株式会社  
代表取締役 前川太一郎 印

## (15) 災害時における物資の供給等に関する協定（川上産業株式会社）

稲美町（以下「甲」という。）と川上産業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

- 第1条 本協定は、町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定める。
- 2 災害の発生に備え、平常時から甲乙間において防災に関する情報交換や防災・減災に寄与する物資を検討・推進することにより、町の防災力の向上に努める。

### （協力要請）

- 第2条 甲は、災害が発生した場合における町民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる業務の協力を要請することができる。

### （提供物資）

- 第3条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が提供可能なものとする。
- (1) プチプチ<sup>®</sup>及びプラパール<sup>®</sup>
  - (2) その他の物資で乙が提供できるもの

### （業務内容等）

- 第4条 甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し、業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、協力の要請を行うことができる。

### （物資の供給）

- 第5条 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲において、甲に物資を優先供給するものとする。
- 2 乙は、前項の供給内容について、速やかに甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

- 第6条 乙の資機材等の供給（輸送費含む）にかかる費用は甲の負担とする。

### （情報交換）

- 第7条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

### （有効期間）

- 第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3カ月前までに、当事者の一方から相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

- 第9条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博 印

乙 東京都千代田区五番町6番地2  
川上産業株式会社  
代表取締役 安永圭佑 印

## (16) 災害時における応急対策等の協力に関する協定(兵庫県自動車整備振興会加古川支部)

稲美町(以下「甲」という。)と、兵庫県自動車整備振興会加古川支部(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (要請方法)

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務(以下「業務」という。)のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書(様式1)により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

### (業務の内容)

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 甲が保有する又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去
- (3) 甲が保有する車両の緊急整備及び応急措置
- (4) 乙の会員が保有している資機材による避難所等での冷暖房
- (5) 帰宅困難者等に対するトイレ等の提供
- (6) その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務

### (乙の協力)

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して甲に協力を行うものとする。

### (報告方法)

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書(様式2)により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

### (費用負担)

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

### (損害補償)

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の適用がある場合を除き、双方協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

### (災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- 1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。
- 2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年7月9日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
代表者 稲美町長 古谷 博

乙 兵庫県自動車整備振興会加古川支部  
代表者 支部長 藤原 大

## (17) 災害時における応急対策等の協力に関する協定(社団法人兵庫県建設業協会加印支部)

稲美町(以下「甲」という。)と、社団法人兵庫県建設業協会加印支部(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (要請方法)

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務(以下「業務」という。)のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書(様式1)により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

### (業務の内容)

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### (乙の協力)

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力を行うものとする。

### (報告方法)

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書(様式2)により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

### (費用負担)

第5条 この協定に基づいて乙が業務を実施するにあたり、乙が使用した建設資機材等に要した費用については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定め、甲が負担するものとする。

### (損害補償)

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

### (災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。



(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- 1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。
- 2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月8日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
代表者 稲美町長 古谷 博

乙 加古川市加古川町栗津327番地の6  
社団法人兵庫県建設業協会加印支部  
代表者 支部長 京谷 慎平

## (18) 災害廃棄物等の処理に関する協定（大栄環境株式会社、稲美町、播磨町、加古郡衛生事務組合）

稲美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう。）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設並びに甲が委託する関連事業者において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定書は、稲美町及び播磨町域において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて平時から甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

なお、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

### （定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場の管理業務に関すること
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 災害廃棄物等の処分に関すること
- (5) 前各号に伴う必要な事業に関すること

### （災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 処理計画、処理体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

### （連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認及び情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について

- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期限)

第11条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月12日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長  
古 谷 博

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町長  
清 水 ひろ子

兵庫県加古郡播磨町新島60番地  
加古郡衛生事務組合管理者

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号  
大栄環境株式会社  
代表取締役 金 子 文 雄

## (19) 災害時等における報道要請に関する協定（神戸新聞社等）

（趣旨）

第1条 この協定は、兵庫県知事（以下「甲」という。）が兵庫県地域防災計画に基づき災害本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時」という。）において、兵庫県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲又は兵庫県警察（以下「乙」という。）と〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- （1）警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- （2）消防、水防その他の応急措置に関すること。
- （3）被災者の救難、救助その他の応急措置。
- （4）保健衛生に関すること。
- （5）交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

2 前項に規定するもののほか、甲は、次の事項について、同項の規定の例により報道要請を行うものとする。

- （1）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- （2）施設又は設備の応急の復旧に関すること。

（要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条第1項又は第2条の規定により報道要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1）報道要請の理由
- （2）必要な報道の内容
- （3）その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 丙は、第2条第1項各号の事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の運行を妨げることをないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、兵庫県知事公室防災企画課長、兵庫県警察本部交通部交通規制課長及び〇〇〇〇〇社会部長をもってこれに充てる。

（適用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成9年5月15日

甲	兵庫県知事	貝	原	俊	民
乙	兵庫県警察本部長	中	田	好	昭
丙	〇〇〇〇〇社長	〇	〇	〇	〇

「災害時等における報道要請に関する協定」 締結先

報道機関	連絡責任者	電話	F A X	確認事項
神戸新聞社	社会部長 前川昌夫	078- 362-7040	078- 360-5501	①神戸新聞社 ②神戸新聞社社会部長 ③社 長 山根秀夫
朝日新聞社 神戸支局	支局長 法花敏郎	078- 331-4144 ~9	078- 331-4149	①朝日新聞社神戸支局 ②朝日新聞社神戸支局長 ③支局長 法花敏郎
讀賣新聞社 神戸支局	支局長 加藤 讓	078- 341-7491 ~4	078- 341-0100	①讀賣新聞社神戸総局 ②讀賣新聞社神戸総局長 ③支局長 加藤 讓
毎日新聞社 神戸支局	支局長 赤松成明	078- 371-3221	078- 331-7615	①毎日新聞社神戸支局 ②毎日新聞社神戸支局長 ③支局長 赤松成明
産経新聞社 神戸支局	総局長 京原廣行	078- 351-1771	078- 361-3001	①産経新聞社神戸総局 ②産経新聞社神戸総局長 ③総局長 京原廣行
日本経済新聞社 神戸支局	支社長 鈴木誠二	078- 371-3581 ~3	078- 371-6869	①日本経済新聞社神戸支社 ②日本経済新聞社神戸支社長 ③支社長 鈴木誠二
日刊工業新聞社 神戸支局	支局長 曾根洋一	078- 321-1731	078- 321-1734	①日刊工業新聞社神戸支局 ②日刊工業新聞社神戸支局長 ③支局長 曾根洋一
時事通信社 神戸支局	総局長 関口健次	078- 362-5606	078- 362-5692	①時事通信社神戸総局 ②時事通信社神戸総局長 ③総局長 関口健次
共同通信社 神戸支局	支局長 長谷川博信	078- 631-7922 ~4	078- 361-7814	①社団法人共同通信社神戸支局 ②社団法人共同通信社神戸支局長 ③総局長 長谷川 博信
日本工業新聞社 神戸総局	総局長 芝野光佑	078- 371-1347	078- 371-6040	①日本工業新聞社神戸総局 ②日本工業新聞社神戸総局長 ③支社長 芝野光佑

- (凡例) ① 新聞社名 (丙)  
② 連絡責任者  
③ 協定締結者

## (20) 災害時における緊急放送の協力に関する協定書 (BAN-BAN ネットワーク株)

稲美町 (以下「甲」という。) と BAN-BAN テレビ株式会社 (以下「乙」という。) は、災害に関する情報等の放送の実施について、次のとおり定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、住民生活の安定に寄与するため、甲及び乙の協力のもと、乙が所有する放送設備を通して、情報を提供するために必要なことを定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は乙に放送の協力を要請するときは、放送要請書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後放送要請書を提出するものとする。

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

(連絡責任者)

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行なうため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(費用負担)

第5条 放送に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第6条 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年9月1日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古 谷 博

乙 加古川市加古川町栗津26-2  
BAN-BANテレビ株式会社  
代表取締役社長 橋 本 忠 明



## (21) 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

稲美町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、稲美町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、稲美町が稲美町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ稲美町の行政機能の低下を軽減させるため、稲美町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、稲美町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、稲美町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、稲美町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 稲美町が、稲美町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 稲美町が、稲美町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 稲美町が、災害発生時の稲美町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 稲美町が、稲美町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 稲美町が、稲美町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 稲美町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、稲美町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく稲美町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、稲美町から提供を受ける情報について、稲美町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、

本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、稲美町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、稲美町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、稲美町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年10月1日

稲美町：兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 古 谷 博

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

## (22) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団奉志会）

稲美町（以下「甲」という。）と医療法人社団奉志会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、稲美町内において、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、要援護者が避難を余儀なくされたとき、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要援護者 稲美町災害時要援護者支援マニュアルに定める高齢者、障がい者等のほか、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者で、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- （2）福祉避難所 災害発生時に要援護者等を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な避難所として甲が開設した避難所をいう。

### （指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設（以下「指定施設」という。）は、別表のとおりとする。

### （協力の要請）

第4条 甲は、指定施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び指定施設に協力を要請するものとする。

- 2 乙及び指定施設は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （要援護者の受入等）

第5条 指定施設は、前条第1項の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、乙及び指定施設に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者が行うものとする。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要援護者を介助する者については、当該要援護者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

### （開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合には、甲、乙及び指定施設は協議の上、延長が出来るものとする。

- 2 指定施設は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。
- 3 前項の当直者を指定施設が配置できない場合については、甲は適切である者を選定し、その職に

あたらせるものとする。

(必要な物資調達及び人的支援)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援員等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲乙及び指定施設は、福祉避難所の管理運営を行う場合において知り得た個人情報をもらしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月19日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 兵庫県加古川市平岡町新在家2333番地の2  
医療法人社団奉志会  
理事長 大西 奉文

別表 福祉避難所（第3条関係）

施設名称	所在地	備考
介護老人保健施設 サンライズ	稲美町国安1 2 3 7	

## (23) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人日の出福祉会）

稲美町（以下「甲」という。）と社会福祉法人日の出福祉会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、稲美町内において、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、要援護者が避難を余儀なくされたとき、甲が福祉避難所として開設することに関して必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要援護者 稲美町災害時要援護者支援マニュアルに定める高齢者、障がい者等のほか、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者で、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。
- （2）福祉避難所 災害発生時に要援護者等を収容し、当該要援護者の状況に即し特別な避難所として甲が開設した避難所をいう。

### （指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設（以下「指定施設」という。）は、別表のとおりとする。

### （協力の要請）

第4条 甲は、指定施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び指定施設に協力を要請するものとする。

2 乙及び指定施設は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （要援護者の受入等）

第5条 指定施設は、前条第1項の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、乙及び指定施設に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者が行うものとする。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

### （開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合には、甲、乙及び指定施設は協議の上、延長が出来るものとする。

- 2 指定施設は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。
- 3 前項の当直者を指定施設が配置できない場合については、甲は適切である者を選定し、その職に

あたらせるものとする。

(必要な物資調達及び人的支援)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援員等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲乙及び指定施設は、福祉避難所の管理運営を行う場合において知り得た個人情報をもらしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月19日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
稲美町長 古谷 博

乙 兵庫県加古郡稲美町国安字新開1256番地  
社会福祉法人日の出福社会  
理事長 大西 壯 司

別表 福祉避難所（第3条関係）

施設名称	所在地	備考
特別養護老人ホーム 稲美苑	稲美町国安字新開 1 2 5 6	



## (24) 災害時における支援協力に関する協定（株加古川産業会館等）

稲美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合（以下「甲」という。）と株式会社加古川産業会館（JA やすらぎ会館）（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、稲美町及び播磨町（以下「両町」という。）の区域内において両町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合で、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

### （協力）

第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(1) 次に掲げる遺体の収容及び安置に必要な※資機材及び消耗品の供給並びに作業等の役務の提供

※資機材及び消耗品

- ア 棺（仏衣など納棺セット等の付属品を含む。）
- イ ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- エ 納体袋

- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙の応諾可能な業務

### （要請）

第3条 前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における支援協力に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の日（電話、ファクシミリ等）
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請する期間
- (6) 要請する場所
- (7) その他要請に必要な事項

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した災害時における支援協力業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数と日数

- (3) 遺体搬送のために使用した寝台車及び霊柩車等の搬送台数と走行距離
- (4) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、乙から前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第6条 乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項において協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用された場合には、それぞれの法律（これに基づく県規則を含む。）に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に両町財務規則に基づき支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者（正：1 副：2）を置くものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる協力を行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 両町並びに乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、連絡窓口を明らかにした名簿を毎年4月末日までに、加古郡衛生事務組合に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月12日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長 古谷博

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町長 清水ひろ子

兵庫県加古郡播磨町新島60番地  
加古郡衛生事務組合  
管理者(播磨町長) 清水ひろ子

乙 兵庫県加古川市加古川町寺家町45番地  
株式会社加古川産業会館  
代表取締役社長 大竹雅彦

## (25) 災害時における支援協力に関する協定（株外等）

稲美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合（以下「甲」という。）と株式会社タルイ（タルイ会館）（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲美町及び播磨町（以下「両町」という。）の区域内において両町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合で、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(1) 次に掲げる遺体の収容及び安置に必要な※資機材及び消耗品の供給並びに作業等の役務の提供

※資機材及び消耗品

- ア 棺（仏衣など納棺セット等の付属品を含む。）
- イ ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- エ 納体袋

- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙の応諾可能な業務

（要請）

第3条 前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における支援協力に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の日（電話、ファクシミリ等）
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請する期間
- (6) 要請する場所
- (7) その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した災害時における支援協力業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数と日数
- (3) 遺体搬送のために使用した寝台車及び霊柩車等の搬送台数と走行距離

(4) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、乙から前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第6条 乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項において協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用された場合には、それぞれの法律(これに基づく県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に両町財務規則に基づき支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者(正:1 副:2)を置くものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる協力を行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 両町並びに乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、連絡窓口を明らかにした名簿を毎年4月末日までに、加古郡衛生事務組合に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月27日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長 古谷博

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町長 清水ひろ子

兵庫県加古郡播磨町新島60番地  
加古郡衛生事務組合  
管理者(播磨町長) 清水ひろ子

乙 兵庫県明石市林崎2丁目3-2  
株式会社 タルイ  
代表取締役社長 宮崎年容

## (26) 災害時における支援協力に関する協定（株北神社等）

稲美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合（以下「甲」という。）と株式会社北神社（花浄院）（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲美町及び播磨町（以下「両町」という。）の区域内において両町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合で、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(1) 次に掲げる遺体の収容及び安置に必要な※資機材及び消耗品の供給並びに作業等の役務の提供

※資機材及び消耗品

- ア 棺（仏衣など納棺セット等の付属品を含む。）
- イ ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- エ 納体袋

- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙の応諾可能な業務

（要請）

第3条 前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における支援協力に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の日（電話、ファクシミリ等）
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請する期間
- (6) 要請する場所
- (7) その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した災害時における支援協力業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数と日数
- (3) 遺体搬送のために使用した寝台車及び霊柩車等の搬送台数と走行距離

(4) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、乙から前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第6条 乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項において協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用された場合には、それぞれの法律(これに基づく県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に両町財務規則に基づき支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者(正:1 副:2)を置くものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる協力を行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 両町並びに乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、連絡窓口を明らかにした名簿を毎年4月末日までに、加古郡衛生事務組合に通知するものとする。



(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月27日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長 古谷博

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町長 清水ひろ子

兵庫県加古郡播磨町新島60番地  
加古郡衛生事務組合  
管理者(播磨町長) 清水ひろ子

乙 兵庫県加古川市野口町水足1-8  
株式会社 北神社  
代表取締役 池本 丈太郎

## (27) 災害時における支援協力に関する協定（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等）

稲美町、播磨町及び加古郡衛生事務組合（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲美町及び播磨町（以下「両町」という。）の区域内において両町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合で、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(1) 次に掲げる遺体の収容及び安置に必要な※資機材及び消耗品の供給並びに作業等の役務の提供

※資機材及び消耗品

- ア 棺（仏衣など納棺セット等の付属品を含む。）
- イ ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- エ 納体袋

- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲の要請により乙の応諾可能な業務

（要請）

第3条 前条に規定する要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における支援協力に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は速やかに当該協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の日（電話、ファクシミリ等）
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請する期間
- (6) 要請する場所
- (7) その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した災害時における支援協力業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数と日数
- (3) 遺体搬送のために使用した寝台車及び霊柩車等の搬送台数と走行距離

(4) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第5条 甲は、乙から前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第6条 乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項において協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用された場合には、それぞれの法律(これに基づく県規則を含む。)に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に両町財務規則に基づき支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者(正:1 副:2)を置くものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、第2条各号に掲げる協力を行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 両町並びに乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、連絡窓口を明らかにした名簿を毎年4月末日までに、加古郡衛生事務組合に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月27日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町長 古谷博

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町長 清水ひろ子

兵庫県加古郡播磨町新島60番地  
加古郡衛生事務組合  
管理者(播磨町長) 清水ひろ子

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS 虎ノ門6階  
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 齋藤 齋

## (28) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定(兵庫県電気工事工業組合加古川支部)

稲美町(以下「甲」という。)と、兵庫県電気工事工業組合加古川支部(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う電気設備等の復旧に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、町内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

### (支援内容)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

### (要請の方法)

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」(別紙様式1)をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間
- (4) その他必要な事項

### (協力の実施)

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

### (報告)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」(別紙様式2)により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」(別紙様式2)を提出する。

### (復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

### (経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した費用については、災害発生時における通常の実費用

を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め、別紙様式3により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第11条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 2月 4日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地  
稲美町  
代表者 稲美町長 古谷 博

乙 加古川市加古川町北在家2637  
兵庫県電気工事工業組合 加古川支部  
代表者 支部長 栗山雅博

## (29) 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（稲美町内アマチュア無線局有志）

稲美町（以下「甲」という。）と稲美町内アマチュア無線局有志（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する

### （目的）

第1条 この協定は、稲美町及び周辺地域での災害時等において、甲の要請に基づき乙が協力して実施する非常無線通信の手続等を定める。

### （非常通信の性格）

第2条 非常無線通信は、電波法（昭和25年法律第131号）第52号第4号に規定する範囲内において行なわれるものとする。

### （協力要請等）

- 第3条 甲は、災害時等に非常通信の必要があると認める時は、乙に協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による協力要請を受けた乙は、可能な範囲内において非常無線通信を実施するものとする。
  - 3 乙は、甲からの協力要請がなくても、必要と思われる災害情報等について甲に提供するものとする。

### （協力要請に係る手続き）

- 第4条 前条第1項の規定による協力手続きは、稲美町危機管理課が行なうものとする。
- 2 前項の協力要請の手続きを行なうため、連絡責任者等を定めるものとする。

### （非常通信の内容）

- 第5条 乙は、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。
- (1) 被害発生の場所及びその状況
  - (2) 住民の避難状況及び安否状況
  - (3) 救護者の発生状況及び救護の状況
  - (4) 道路状況及び交通機関の運行状況
  - (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
  - (6) その他必要と認める事項

### （個人情報および秘密の保護）

- 第6条 前条に掲げる事項について特定の個人を識別できる情報がある場合、個人情報の保護に関する法律第16条3項に規定のある場合を除き非常無線通信を介して行なわないものとする。
- 2 この協定に基づいて活動する際に知り得た情報について、甲の許可なく外部に漏らしてはならないものとする。

### （経費の負担）

第7条 乙が行なう非常無線通信に関する経費は無償とする。ただし、必要やむを得ない場合は甲乙協議して決定するものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の



解除を通知しない限りその効力は維持するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証すために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年10月3日

甲 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長

乙 兵庫県加古郡稲美町

稲美町内アマチュア無線局有志

代表

### (30) 稲美町災害時におけるボランティア活動に関する協定（稲美ライオンズクラブ）

稲美町（以下「甲」という。）と稲美ライオンズクラブ（以下「乙」という。）は地震等の災害発生時におけるボランティア活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動（以下「活動」という。）に関する協力体制について必要な事項を定め、活動を円滑に実施することを目的とする。

#### （協力内容）

第2条 乙が甲の要請に応じて行う活動は次のとおりとする。

- (1) ボランティア等の移動や活動等に利用する車両の提供
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- (3) 乙が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- (4) その他ボランティアの活動の推進に必要とされた支援の提供

2 前項の活動を実施する場合は、乙は活動中における事故に備え保険に加入するものとする。

3 乙は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、稲美町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）と調整し、可能なボランティア活動を行うものとする。

#### （協力要請）

第3条 甲は、前条第1項及び第3項に規定する活動について、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り活動の協力を努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

#### （連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相手方及び町社協に報告するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 この協定により乙が実施する活動に係る経費は、原則として乙の負担とする。

#### （損害の負担）

第6条 第2条第1項の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

#### （秘密を守る義務）

第7条 乙は、この協定に係る活動を行うに当たり、活動上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とする。

#### （協定締結の取消）

第8条 甲は、乙が協定締結の取消を希望する場合は、協定締結を取り消すものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間については、締結の日からその効力を有するものとし、その有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。

2 前項に定める協定期間の満了する1カ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

令和4年10月13日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 中山哲郎

乙 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

会長 石川明仁

### (31) 稲美町ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定（社会福祉法人稲美町社会福祉協議会）

稲美町（以下「甲」という。）と社会福祉法人稲美町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、稲美町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、稲美町内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるセンターの設置及び災害ボランティアによる被災者支援活動の円滑な実施のため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （情報の収集及び提供）

第2条 甲及び乙は、災害時において、連携して災害ボランティアに関する情報を収集し、被災者等及び関係機関等に対して情報を提供するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害ボランティアの活動について情報交換を行うこと等により、災害時に円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

#### （センターの開設及び運営）

第3条 甲は、災害時において、災害の状況を早期に把握し、乙と協議のうえ、センターの開設を決定するものとする。

2 乙は、センターの開設及び運営を行うものとする。

3 甲は、センターの運営に協力するものとする。

4 甲及び乙は、連携して被災者等及び関係機関等からの災害ボランティアの活動に関する問い合わせ及び相談に応じることとする。

#### （センターの閉鎖）

第4条 甲は、災害による被災状況が改善し、センターの閉鎖が必要であると判断した場合は、乙と協議のうえ、閉鎖を決定するものとする。

#### （人材育成）

第5条 乙は、センターの運営を円滑に行うため人材を育成し、その資質の向上に努めるものとする。

2 甲は、乙に必要な協力をするものとする。

#### （資機材等の確保）

第6条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

#### （費用負担）

第7条 センターの開設及び運営に関する費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用については、甲乙協議して決定する。

(補償)

第8条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った被害に関する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、ボランティアの自己負担とする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、兵庫県社会福祉協議会、近隣市町の社会福祉協議会、広域災害支援をおこなうNPO法人等との連携を強化し、災害時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の締結期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年11月10日

甲 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町長 中山 哲 郎

乙 加古郡稲美町加古4369番地の3  
社会福祉法人稲美町社会福祉協議会

会長 中谷 範 之